

第三十九回国会 衆議院 災害対策特別委員会 議 録 第七号

昭和三十六年十月十六日(月曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君
理事 秋山 利恭君 理事 生田 宏一君
理事 永田 亮一君 理事 古川 丈吉君
理事 坊 秀男君 理事 岡本 隆一君
理事 角屋堅次郎君 理事 下平 正一君
大倉 三郎君 岡本 茂君
金子 一平君 上林山榮吉君
飯谷 忠男君 岸本 義廣君
瀬川 彌三君 薩摩 雄次君
正示啓次郎君 高橋清一郎君
谷垣 專一君 辻 寛一君
原田 憲君 前田 義雄君
宮澤 胤男君 阿部 五郎君
淡谷 悠藏君 島本 虎三君
辻原 弘市君 檜崎弥之助君
肥田 次郎君 八木 一男君
玉置 一徳君

出席國務大臣

建設大臣

出席政府委員

大蔵政府次官

農林政府次官

建設事務官

(計画局長)

建設事務官

(河川局長)

建設事務官

(住宅局長)

委員外の出席者

(主計事務官)

厚生事務官

(社会局施設課長)

農林事務官 堀 真治君
参事 官 長尾 義三君
運輸局長 官 立田 清士君
自治事務官 官 立田 清士君
財政局長 官 立田 清士君
企業課長 官 立田 清士君
課長 官 立田 清士君

十月十六日

委員有馬輝武君辞任につき、その補欠として中島巖君が議長の指名で委員に選任された。

十月十三日

新潟県下の豪雨による災害対策に関する請願(田中彰治君紹介)(第四七七号)

兵庫県関宮町を第二室戸台風災害激じんに指定に関する請願(小島徹三君紹介)(第五三二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出第五二号)

昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による洪水の排除に関する特別措置法案(内閣提出第五三三号)

五三三号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案(内閣提出第五四号)

昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の風水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案(内閣提出第五五七号)

昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(内閣提出第五九号)

昭和三十六年五月の風水害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産施設等の災害復旧事業等に関する特別措置法案(内閣提出第六三三号)

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案(内閣提出第六四号)

○濱地委員長 これより会議を開きます

す。

昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による洪水の排除に関する特別措置法案外六件を一括して議題といたします。

前回の委員会でお知らせいたしました、本日は主として建設省関係の昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による洪水の排除に関する特別措置法案、昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案、昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案等について審議することといたします。

この際、関係各局長より補足説明を聴取いたします。關盛計画局長。

○關盛政府委員 ただいま議題となりました昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による洪水の排除に関する特別措置法案の内容を条を追って御説明申し上げます。

まず、第一条は、堆積土砂及び洪水の定義を定めたものでございますが、堆積土砂とは、昭和三十六年六月及び八月の豪雨に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により被害地域内に堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹

木等をいうものとし、また、洪水とは昭和三十六年六月、七月及び八月の豪雨に伴い被害地域内に浸入した水で、浸水状態が一定の程度以上にわたつているものをさすことといたしまして、被害地域、堆積土砂の量、浸水状態の程度につきましては、政令でこれを定めることといたしました。

第二条は、堆積土砂の排除事業に関する規定でございますが、第一項におきまして、地方公共団体等が河川、道路、公園等の公共施設の区域内における堆積土砂の排除事業を施行する場合、国は、予算の範囲内において、その事業費の十分の九を補助することができると規定いたしました。

国がその費用の一部を負担し、または補助する災害復旧事業に付随して排除されるもの並びに公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他の法令の定めるところによりまして、国がその費用の一部を負担し、または補助することとできる施設等の堆積土砂の排除につきましても、それぞれの法令または予算の定めるところによることといたしまして、本条の補助は行なわれないことといたしました。

第二項は、第一項の規定する公共施設の区域外の私有地等に堆積する土砂について市町村が排除事業を行なう場合の規定でございますが、市町村長が指定した場所に集積された土砂または市町村長が堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めた堆積土砂の排除事業に限り、国は、予算の

範囲内においてその事業費の十分の九を補助することができることにいたしました。

第三項は、第一項または第二項による堆積土砂の排除事業に関する主務大臣について、建設大臣が補助金の交付に關する主務大臣であることを明確にいたしましたのでございます。

第三項は、第一項において湛水の排除事業につきまして、国は、予算の範囲内において、その事業費の十分の九を補助することができることを規定しておりますが、湛水の排除事業は、県や市町村のみならず、土地改良区等も施行いたしますので、地方公共団体以外の施行者につきましては、政令で定めることといたしました。

第二項は、湛水の排除事業に関する補助金の交付の事務は、農林大臣または建設大臣が行なうことといたしましたので、その区分は、政令で定めることといたしました。

第四項は、この法律によりまして、国がその費用の一部を補助いたします堆積土砂または湛水の排除事業費の範囲に關しましては、これを政令で定めることを規定したものでございます。

次に、附則でございますが、第一項は施行期日を公布の日としたものでございます。第二項は、この法律の施行前に施行されました堆積土砂または湛水の排除事業につきまして、この法律が適用されることを明確にいたしましたのでございます。

以上、この法律案の条文の逐条説明を申し上げた次第でございます。

○濱地委員長 山内河川局長。

○山内(一)郎政府委員 ただいま議題となりました昭和三十六年六月の水

害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案につきまして、逐条的に御説明申し上げます。

まず、第一条第一項でございますが、これは今次の災害の激甚であることにかんがみ、地方公共団体等が昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害もしくは風水害または同年八月の北米濃地震による災害であつて政令で定める地域に発生したものに關し、災害復旧事業を行なう場合において、その事業費に対する国の負担率を災害復旧事業費の総額のうち、当該地方公共団体の昭和三十六年度の標準税収入の二分の一に相当する額までの額については十分の八、標準税収入の二分の一をこえ標準税収入に達するまでの額に相当する額については十分の九、標準税収入をこえる額に相当する額については十分の十をそれぞれ乗じた額を合算した額の災害復旧事業費の総額に対する率としたのであります。

第二項は、第一項に規定する災害に關し、国が災害復旧事業を行なう場合の事業費に対する地方公共団体の負担率を定めた規定でございますが、国が施行する災害復旧事業の事業費に対する地方公共団体の負担の割合は、第一項により算定された国の負担の割合を除いた割合といたしました。

第三項は、この特別措置法案で算定した国の負担率よりも現行負担法の規定で算定した国の負担率の方が高い場合、たとえば、この法案では災害復旧事業費の総額を、本年六月の水害、七

月、八月及び九月の水害もしくは風水害または八月の北米濃地震による災害の復旧事業費の額といたしておりますが、これらの災害以外の災害があつて、その復旧事業費の額が大きい場合等に該当事例が生じて参りますので、この場合には、この法律の規定を適用しないので、現行負担法で算定した高い率を適用することといたしました。

次に、第二条は、災害関連事業に關する規定でございます。すなわち、地方公共団体またはその機関が、昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害もしくは風水害または同年八月の北米濃地震による災害であつて政令で定める地域に発生したものに關し、災害復旧事業を施行する場合において、災害復旧事業の施行のみでは災害防止の効果が十分でなく、災害復旧事業と合併して必要な新設または改良事業を施行する場合は、当該新設または改良事業の事業費に対する国の負担率または補助率を、他の法令の規定による負担率または補助率が三分の二未満のものは、これを三分の二に引き上げることとしたわけでございます。

第三条は、水防資材に關する国の補助の規定でございます。昭和三十六年六月の水害または同年七月、八月及び九月の水害もしくは風水害であつて政令で定める地域に発生したものに關し、都道府県または水防管理団体は水防のために多大の資材を使用したわけでございますが、この水防資材に關する費用で政令で定めるものについて、国が、予算の範囲内で、その費用の三分の二を補助することができることとしたわけでございます。

なお、この法律の施行期日は法律の公布の日からといたしておりますが、災害復旧事業または災害関連事業は、この法律施行前にすでに事業を施行している場合もあります関係上、これらのものについてもこの法律の規定を適用する必要がございますので、附則におきまして、この法律をさかのぼって適用することとしたわけでございます。

以上が、本法案の内容でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○濱地委員長 齊藤住宅局長。
○齋藤(常)政府委員 昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案につきまして、御説明申し上げます。

第一条は、公営住宅法の特例を定めたものでございます。昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、すなわち三陸火災、六月の集中豪雨、九月の第二室戸台風、このような災害に際しまして、政令で定める地域に発生した場合におきましては、公営住宅法の特例をもうけました第二種公営住宅を建設する場合におきましては、本法におきましては補助率が三分の二になつておりますのを、これを四分の三に上げる。もう一点は、限度戸数が三割になつておりますのを五割に上げる、この二つの点の特例を定めたものでございます。

第二項は、既存の公営住宅につきまして、同様に特例を定めたものでございまして、第二室戸台風の場合に、既存の公営住宅につきまして滅失または

損傷がございましたので、その分につきまして、新たに復旧するために公営住宅を建設する場合、または著しく損傷をした場合に補修するという、その二つの場合におきましては、第一種公営住宅につきましてはその費用の二分の二、第二種公営住宅につきましては四分の三に、それぞれ補助率を上げて補助することができるという規定をもうけたわけでございます。第三項は、標準建設費の規定をこの場合において適用するということでございます。

次に、第二条は、産業労働者用の、いわゆる産業労働者住宅資金融通法の特例を規定したものでございます。これは第二室戸台風の場合に、政令で定める地域に発生したものにによりまして滅失した産業労働者住宅その他の当該災害復旧地の住宅に居住していた産業労働者に貸し付けるため、この法律の施行の日から二年以内に住宅を建設しようとする者であつて、主務大臣の定める条件、すなわち中小企業であるとかいうようなものにつきまして、しかもまた、当該災害によりまして産業労働者用住宅または事業場に著しい損害を受けたものに対しましては、この償還期限ないし据え置き期間を延長するという規定をもうけたわけでございます。すなわち本法の規定にかかわらず、償還期限を三年以内延長いたしました。かつ貸付の日から起算いたしました、三年以内の据え置き期間を置くということにすることができるよう規定したものでございます。

以上、簡単に申し上げますが、この法律案について御説明を申し上げた次第であります。どうぞよろしく御願いたします。

○濱地委員長 これより質疑に入りま
す。

質疑の通告がありますの、これを許
します。岡本隆一君。

○岡本(隆)委員 建設関係の法案の審
査に入る前に、建設大臣に、災害基本
法に対する建設省の考え方について少
しお尋ねをいたしておきたいと思いま
す。

従来、災害が起こるたびに災害対策
の特別委員会が設けられて、そこでも
も言われて参りましたことは、大きな
災害が出ますと、とても地方公共団
体では、従来の国庫負担法ではどうに
も復興できない、だから法律の改正を
してもらわなければならぬ、そうなん
てくると、災害のたびに各地方団体の
長や議会の幹部が、地元の復旧作業は
はたらかしにして、何をいっても中
央へ陳情に出てくるというのが慣例で
あって、こういうことでは困るじゃな
いか、だから、こういうふうな陳情運
動をやらずともいいように、災害が
発生すれば自動的にいろいろの国の援
助の手が差し伸べられて、地方公共団
体の首脳部もまた安心して十分な復旧
対策に専念できるように、こういう考
え方で災害基本法を早く作れというこ
とが言われておる。それともう一つは、
従来の国庫負担法は原形復旧を二眼と
しておる、しかしながら、改良復旧で
なければ再度災害を防げないのだ、こ
ういう二つの軸が、災害対策基本法を
作れという一番大きな柱になっておっ
たと思う。

で参りました。しかしながら、意識的
につけられたのかどうか知りません
が、災害対策基本法という名前になっ
ておりまして、しかも、その法案の主
軸になっておるものは、水防活動をど
うするか、あるいは避難態勢をどうす
るか、あるいは治安対策をどうするか
というふうなことが主軸になっており
ます。そして一番肝心の、議会が一番要
望し、同時にまた、国民も一番強く期
待しておったところの、ただいま申し
ますような国の援護の問題、あるいは
また激甚地の指定の基準の問題、国庫
の負担率の問題であるとか、被災者に
対する援護の対策であるとか、につい
ては、第九十七条の「激甚災害の応急指
置及び災害復旧に関する経費の負担区
分等」というところで、「別に法律で定
めるところにより」というふうにして
あつたり逃げているわけです。回避し
ている。一番重要なもの、一番基幹に
なるべき筋合いのものが、あつたり
「別に法律で定めるところにより」と
いうことになっておりますが、これは
どういう理由でこういうふうになった
のか、私たちは了解に苦しむのです。
だから、こういうふうなものでは、
われわれが期待しておったところの災
害基本法ではないと思うのです。私た
ちが期待しておったところのものでな
いような災害基本法の制定に際して、
こういうものが政府から出てきたとい
うことに対して、建設大臣はどういう
態度を閣議でおとりになったのか。従
来の災害対策委員会が議会で強く要望
されておるところを、建設省のみずか
らそれをやりたいということを強く主
張されて、それがならなかったのか。あ
るいは、大臣はこれはこれでいいのだ

というふうにお考えなのか。そういう
点についての建設省の基本的な態度を
承りたいと思います。

○中村(務)大臣 御指摘のように九十
七条は、激甚災害につきまして、そ
れに対する経費の負担の適正化をはか
り、あるいは、罹災者の災害復旧の意
欲を振興いたしますために必要の施策
を講じ、それは別に法律で定める、こ
ういうことになっております。でき
ますことならば、災害の起こりました
場合に、すべてのケースを想定いたし
まして、この場合にはこういう方策を
講ずるのであるということを明定いた
したい希望はあつたわけでございま
す。この災害対策基本法は災害対策に
関する基本的なことをまず定めよう、
今御指摘のありましたような点を織り
込みますと、非常に長文なものにな
ります。また、複雑化して参りますので、
また、災害それ自体が場合により、状
況に応じていろいろ変化がございま
すので、一律に定めるといふことはな
かなか簡単なことではございませぬ。
後日法律で定めるといふことにいたし
たようなわけでございします。われわれ
としては、何とかあらゆる場合を
十分に想定できて、基本的な立法がで
きれば実施したい希望は今日も持っ
ておるわけでございします。ただ、時
世もだんだん変化して参りますし、災
害に対する国の方策といふものも、一
定不動ではないと思ひます。そういう
点から見ても、固定した法律を作
りますといふことは、将来を見通して
なかなか至難な点もございします。で、
九十七条のような基本的なことだけを
まず基本法で定めておく、こういう態
度をとりましたようなわけでございま
す。

○岡本(隆)委員 災害対策の基本法を
作れという声が出ましたのは、伊勢湾
台風の時です。従つて、それから二
十年になります。さらにまた、昨年の災
害の場合にも、伊勢湾台風ほど大きい
ものではございませぬけれども、しか
しながら災害対策の委員会ができた
ときも、この問題が非常に強く要望
されております。それからすでに一年
になるわけです。だから、期間的に今
申されたような作業がでなかつたとい
う言ひのそれは、私はできないと思
うのです。そしてまた、その当時災害
対策の基本法を作れという声が非常に
強かつた、その基本的な柱は、先ほど
も申したように、改良復旧にしろとい
うことと、それから自動的に激甚地の
指定が行なわれるように、国庫負担の
区分が明らかにされるようにしよう
ということ、さらにその次に個人災害
に対するところの援護の手を伸べよう
ということが、社会党の災害救護法と
して出て参りました。そういう声が出て
参りました。いわば三本の柱は、そ
ういう点だつたと思うのです。そこ
ろがその三本の柱が、全然三本とも
ないのです。だから、柱のない上屋
が宙に浮いておるというのが、この
災害基本法です。ここにきめられて
おるような、防災に対する組織である
とか、あるいは、災害応急対策である
とか、そういうことにつきましては、
従来とも不完全ながらもどうやらやれ
ておつたのです。だから、こういう応
急的な防災に対する計画について、非
常に不備があり過ぎるというふうなこ
とは、議会で少々は問題になったかも
しれませんが、そんなに大きな問題に
なつておらないのです。それを、治安

対策とかそういうようなものだけを大
きく取り上げてきて、一番肝心のもの
について触れておられないということ
は、災害基本法をやれという声が大き
かつたのに対して、災害対策の基本法
を作りましたよという形だけばつと出
して、すらりとして身をかわして、一番根
本的な問題については逃げている、こ
ういうふうにかわかれわれには受け取
れないわけです。だから今の大臣の御
説明で、時間的に余裕がなかつたとい
うこと、さらにまた、時世が変われば
対策も変わるのだ、こういうふうなこ
とで、最も軸になる点を、骨の骨をき
めたのだというふうなお答えでありま
すけれども、骨の骨ではしゃぶつても
味も何もないわけで、やはり災害対策
のいい法律ができた、われわれの期待
していたものができたというふうな
、国民を満足させるような災害対策の立
法をやつていただかなければならぬ。
政府からそういうものが出るものと、
私たちは期待しておりました。読んで
みても、あまり内容の空疎なものには口
あんぐりです。それじゃ、早急にはで
きなかつたということであるとすると
らばいつごろまでにそれを立法化して
われわれの方へ出してこられるのか、
あるいはまた、大体どういうような内
容のものを構想として考えておられる
のかそういう点を伺わしていただきた
いと思ひます。

○中村(務)大臣 御承知の通り、伊勢
湾台風の際に、政府及び国会関係相協
力をいたしまして、いろいろな角度か
ら対策を検討いたしまして、種々の特
別立法をいたしたようなわけでござい
ますので、その後の激甚災害につきま
しては、今回の場合におきましても大

要伊勢湾台風にならうという方式ですべて立案をされてきておるわけであります。でありますから、この基本法に明細な項目を書きませんでも、現在のところは、激甚災害が起れば、大体伊勢湾台風にならうて処置をするという態勢はここに築かれておると思うのです。そこで、ただいま御指摘になりました九十七条におきましては、政府はそれに対して「別に法律で定める」ということで政府の義務を明らかにいたしておりますので、なるほど明細なことはこの基本法に記載されておるまいけれども、方針だけは明らかに相なっておる。この意味は、この法律の中に於ける重大な要素をなしておる一点である、この点も考慮しておる次第でございます。伊勢湾の場合には、各般の災害があつたわけでございますが、想定をいたしますれば、あるいはこれ以外に災害というものはあり得るかもしれないので、もし法律であらうかじめ作るといふことになりまして、そういうすべての場合を想定いたさなければならぬので、立法としては、やるならばなかなか簡単にはいきかねると思われましてでございます。しかし、われわれとしましては、各方面の知能を拝借いたしまして、できるだけすみやかに、本条に定める、別に定める法律というものを作つて参りたいと考えております。いつまでにやるかという御指摘でございますが、まだその時期については、明確にお答えしかねる段階でございます。

○岡本(隆)委員 そうしますと、やはり従来通り、災害が起るたびに臨時国会を開くなり、あるいは近ければ通常国会まで待つて、特別立法を作つて、それでもつてその災害の処理をやつていく、こういうことをまた当分続けていくのだ、こういうふうな考えなのですか。

○中村国務大臣 今回の場合も北米濃地震の新しい立法をいたしたようなわけで、地震の場合、あらゆる場合を想定いたしまして、努めて早くこの特別の法律制度を制定するようにいたしたいと思つております。

○岡本(隆)委員 大体内容は、伊勢湾台風のときにいたしたのを基準としてやつていく、時期についてはできるだけ早くということでございますが、こういうふうな災害は、いわば日本のようなところは年々起るもので、これは年中行事とわれわれ覚悟をしていなければならぬ、いつも特別立法の制定を待つということでは安定感がございませぬ。もし変わったケースが出てくれば、それについては特別立法をする、大体基本としてはこういうものを出すというふうな点について、早く恒久立法を作つていただくということを、この機会に特に私はお願いいたしておきたいと思ひます。

それから、第九十九条の第三号に、「激甚災害の発生に伴う被災者に対する特別の助成」というのがございまして、これはどういうことを意味するのか。「被災者に対する特別の助成」という中には、商工業者に対するところの融資の問題、あるいはまた、農業災害に對するところのいろいろな措置というふうなものもございまして、それ以外ね、被災者に対して何か特別の措置を講ずる配慮を、考え方の中に入れておられるのかどうか。たとえば、社会党

では、被災者援護法という名前の法律を制定して、この被災者に対してある程度の見舞金を出すと、死者に対しても相当の見舞金を出すと、こういうふうなことを提案いたしておりますが、政府の方もそういうふうな考え方に傾いてこれたのか、あるいはそうでないのか、そういう点についてお聞かせ願ひたい。

○中村国務大臣 被災者に対する特別の助成につきましては、現在も、住宅関係資金の供給等、若干ございましてこの問題は、行政各部についてはいろいろ具体的な問題が入ってきますのでここに掲げております三項目の中で一番むずかしい項目かと思ひます。これについては、むしろ厚生省関係、農林省関係、各省にまたがたる諸問題が検討されなければならぬが、同時に、国の財政との関係で財政当局の理解も必要でございますし、いろいろな点から見て、この三号に掲げる法律の内容を問題であると思ひますから、われわれとしましては、努めて世間の要望にこたえるような施策を検討して、作成をして参りたいと思ひます。

○岡本(隆)委員 それから、第八十八条に「災害復旧事業費の決定」というものがございまして、これを見ましても災害復旧については、あくまでも改良復旧をやつていくんだという基本的な考え方に貫かれてこの条文が書かれておるようには、どうしても私は読み取れないのです。従来の国庫負担法には、はっきりと原形復旧を目途とするということが打ち出されておりますが、それを打ち消すようなものはここに出て

おらないと思うのでございます。そういう点について国会からも強い要望があり、また、国民からもそういう強い要望があるというのに対して、そういう災害復旧は改良復旧を原則とするというふうなことが明確に規定されておらないのは、私はいかにも残念に思うのですけれども、そういう点について、建設大臣はどうお考えになりますか。

○中村国務大臣 この八十八条は、御指摘の通り、単なる災害の復旧だけでなくして、改良あるいは関連に関することも考慮されなければならぬということとを明記いたしておりますので、この基本法が成立いたしましたれば、今後これが将来の基礎に相なつていく、従来は、原則として復旧ということでありましたが、実際上の措置としては、改良を含めあるいは関連事業を含めてやつてはおりますが、今回は、そういう行政上のほかにとか考慮とかいうことのはかに、法律上の点が明らかになされたというのが、この八十八条であるわけでありまして。

○岡本(隆)委員 いずれの場合にも、そういう考え方がこの法律の中には芽を吹きだしてきておるんだから、それでまあまあということにしてくれ、こういうふうな御意見でございます。従来の制度を変えていくということは、なかなか困難を伴うものでございまして、大臣が「そういうふうな点について、ある程度わからぬではないでございます。せつかく芽を吹いてきたものを、できるだけ急速にどんどん大きく育てるようにつつ御努力を願う」とをお願いいたしておきます。

○上林山委員 時間の関係で、岡本委員の御了解を得て質疑を若干いたしてみたいと思ひます。

それは、昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際して発生した火災同年六月の水害または同年九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案の問題についてでございます。

本件については、私は建設大臣に予算委員会の席上において質疑を試みたのでございますが、当時は、地元の調査がまだ不十分であるということで、大臣も、考慮はしたいが、そういう状態であるから、しばらく時間をかしてはしいという趣旨の御答弁があつたわけでありまして、それから相当間もたち、本法案の審議も進んでおるようでございますので、この機会に重ねて伺ひをいたしておきたいと思ひます。

それは鹿児島の大火災に関する問題であります。当時二十三号台風が鹿児島に接近したつてございまして、その余波によつて相当の強風が吹いておつた、しかも、その地帯は、俗にいうスラム街といひましようか、生活に困つておる方々がほとんど全部である、こういう状態であり、しかも沖繩奄美大島等から引き揚げられた方々で、住宅といつてもそれこそ、小さいまづな住宅地帯であつた。こういうふうなわけで、防火設備が多少あつたとしても、これはどういふこれは防ぎ得る火災ではなかつた。この法案に出るおる三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際して発生した火災、これに準ずるべき状態であつた。私は本特例法案に対して積極的の賛意を表しておるものでございまして、これは、私が調査した

るといふことを承知しております。

○上林山委員　ただ一皮むいて私が質疑するだけでもお答えができないほど、むずかしい問題でしょう。だから、そういうような問題を、一升ますではかり切るような考え方では、こういう特殊の事情のものの解決はなかなかむずかしい。私が先ほど申しした通り、この地域は、いわゆる燃えない住宅地帯じゃないのです。しかも、そのうちでもまた最も燃えやすい簡単な住宅なんです。そういう地域です。言葉は悪いかもわかりませんが、俗にいう貧民街なんです。生活に困った方々が多数であり、しかも市民税を納めない方々が相当あり、しかも、働いておる人でも

つておる地域が約八百戸燃えたわけ
です。それも、発火当時は七、八メー
トルという人もありますが、二十三号
台風が近づいて参りまして、だんだん
火災途中から強風に変わったことも事
実であり、相当防火設備がなくても、消し
とめられない状態であつた。これも一
種のパニク現象でしょう。人力によつ
て防遏し得ないのはやはり特殊の災害
だという観念でいかなければ幾ら消防
ポンプでも――あの町は充実している
町です。これは消防庁でお調べになつ
てもわかることなんですが調べてごら
んなさい。機械化された相当の消防隊
をもっている市ですよ。この市にして
これを消しとめ得られなかつたという
ことは、これは特殊の中の特殊の事
情であつたということが私は御理解願
えると思うのです。しかも大臣の御
答弁の中に、過去の処置として、戸
数の問題でいろいろと経過もあつたと

いうことでございますけれども、こういうような地域の問題については、そういうようなことだけに与らねないで、もっと実態をよく把握していただいて——これは特例中の、しかも臨時の立法なんです、これが永久に普遍化されていく法律とは違って、特例なんです。しかも臨時特例法なんです。そういうことから考えて、私は、こういう問題はもっと御同情あるお取り上げを政府としても願わなければならぬ、こういうふうに考えるのであります。時間の関係できょうもまた多くを質疑できませんけれども、最後に大臣が言われたように、国会と政府と語りが合つて修正するという事になったならば、私は政府としてもこれに積極的な賛意を表してもいいと思つております。私の気持は、あなた方がこの特例法を出されたのだから、もう少し実態を考えられてこれを修正して、審議の途中でもできるわけですから、修正してお出しになるということが最も適切だと思つております。今度の場合は議員立法法でないから……しかしながら、やむを得なければ、同僚委員の御了解を得て修正案を出すという段階になるのかもわかりません。どうかそういう点を一つ考慮に入れておいていただきたいと思います。これに対して、当時は予算委員会で大蔵大臣もおられたのでございますが、きょうはおいでになりません。政務次官、お聞きの通りでございます。大臣にも、さらにこの問題が災害委員会にたびたび論ぜられておる、予算委員会に論ぜられた以上にもう時期が近づいたので、みんなが論じておる、こういうことを一つお伝え願いたいと私は考えます。

最後に、一言でいいのでございますが大臣も先ほど言われたように、政府の方からは今の段階においてはこれを修正する意思はないが、災害立法の特例性から考えて、政府と国会と話し合ふの機会があつて、意見が一致すれば政府としてはこの修正に喜んで応ずる、こういうお考えなのかどうか、この点を最後に承つておきたいと思つております。

○中村国務大臣 実は先ほど申し上げましたようないきさつで、政府の意向もまだまとまっておらない段階でございます。われわれとしては、気の毒な災害であることは重々承知いたしまして、苦慮いたしておる状態でありまして、今後なお一そう政府内部の相談もいたしていきたくと思つております。

○岡本(隆)委員 それでは、今度御提案になつた特例法についてお尋ねしてみたいと思つております。

この前、閉会中に持たれました災害対策の協議会でも問題の多くが言い尽くされておるのでございますけれども、その節に、洪水常襲地帯、ゼロ・メートル以下であるところ、あるいは河床よりも低いところ、あるいは河川の水面よりも低いような地帯、そういうところでもって集中豪雨のたびに被害が非常に発生いたします。そういうところへ排水施設を増強せよというふうな要望が非常に強まっております。ことしは災害中、私、静岡県、三重県あるいは愛知県等を見て参りましたが、愛知、三重に非常にそういう地帯が多々ございまして、そういうところの施設の増強に對しまして、河川局長は、そういうふうな施設の増強、ポンプの増

設をやることを今後は河川の改良事業として考えていくというふうなことを御答弁になりました。従来は多く農地関係の事業として排水ポンプが敷設されておつたのでありますけれども、今度は河川の改良事業として考えていきたい、こういうふうなことでございまして、それで、そういうふうな意味の予算が今度の補正の中に組まれておるのかおらないのか。私は、これを改良事業として考えるよりも、むしろこれは一種の復旧事業だと思つております。つまり破壊すればそこにとつと水が入つてくる。次に雨が降れば水が入つてこないようにするのが復旧事業なんです。そういうふうな意味において、いつか次第々々に浸水が強くなつて参ります。だから、いつの時代かにはちんとそれを受けとめなければ、雨のたびに浸水してくるから、復旧事業の一種と見られないこともないと思つてございまして、そういう地帯については、来年集中豪雨があればまた必ず水がつくということになるのでございまして、ことしは一体どういふ予算措置を講ぜられましてか、あるいは来年はどういふふうな予算を要求されるのか、そういう点について大臣のお考えを伺いたい。あるいは事務当局からでもけっこうでございます。

○中村国務大臣 洪水地帯のポンプ施設を強化したい、この点につきましては大へん熱意を傾けて考慮いたしておるわけでございますが、今度の補正には、災害関係の事業としては入っておりません。明年度以降——従来、豪雨あるいは相当の雨量がありますとすぐに洪水するような地域、主として

農業排水、都市排水というふうな程度のものでございまして、河川のみならず、道路が洪水いたしますところは道路事業としてやる場合もあるかもしれないが、公共事業として強力なポンプの設備をしていきたいという考え方に立ちまして、明年度予算要求もいたしておるわけでございます。災害防止の観点からいいますと、この点は、明年度以降において十分努力いたします、ぜひ実現をはかつていきたいと思つております。内容の考え方あるいは分量等につきましては、必要に応じて事務当局からお答えいたさせます。

○山内(一郎)政府委員 本年度の梅雨前線によりまして洪水被害が非常に多かつたわけでございますが、その対策につきましては先般の協議会でもいろいろお話を申し上げたわけでございますが、河川事業として従来本川と支川の關係は、樞門を締めることによつて本川の支川の逆流を防ぐ、こういう程度しかほとんど実施しておらなかったわけでありまして、だんだんと災害が激甚になりますので、支川の水を本川にコンパクトすることを河川事業として取り上げていくということで、現在いろいろと調査をやっております。農業排水、都市排水等の關係もございまして、いろいろめんどうでございますが、先般の梅雨前線による被害を受けました地点にまず工着を始める、こういうことで、調査と並行して大蔵省とも来年度予算の事務折衝をやつておる、こういう段階であります。

○岡本(隆)委員 これは私は大蔵省の方々の御見解も伺つておかなければならないと思つたのです。ちょうど政務次官大野さんが見えなくなつていらつ

しゃいます、あなたのところも洪水常襲地帯です。全国にこういうところがだんだんふえるのです。それはどういふことかといへば、工場用地で、宅地の開発が行なわれていく、そうすると、従来はたんぼだったもので、そこは相当な洪水量を持つていたが、それが全部宅地にされると、水は一気に公共用の排水路に流れてきます。ところが、従来の排水路というのは、そういうふうなところに相当な洪水面積があるという仮定に立つたところの排水路より設けられておらない。だから、集中豪雨があたり、梅雨前線のようなことがあつたら、どうしても一気にな水が出ますから、住宅地にずつと入つて参ります。それについての排水施設というものが件つておらないといふところに出てくる。この水害でございまして、宅地や工場用地を開発するときには、やはりそれに伴つたところの排水施設というものを必ず並行して増強しつやつていかなければならない。ところが、もう野放しに宅地の開発が行なわれるから勢い都市の水害というものが年々面積を広げ、しかも、日本は下水がございせんから、汚水も何も一緒になつて、非常に不衛生な状態が発生してくるわけですね。それについておそろく予算要求も従来あつたと思つたのです。ところが、それがなかなか実を結ばない。それは大蔵当局がやはり従来きんちやくのひもを固くしてこられたというところ、私は責任の一半があると思つたのです。いつまでも、そういう数字のみを見て現象の詳細を見ないというふうな態度を続けていかれるのか。私は、大蔵当局が、こういうふうな災害

の問題については、もっと——水害にやられる常襲地帯では、雨があつたらすぐ豊を上げて、水がついてくるのを待つてゐるというふうなところが全国にたくさんあるのです。それが今度の梅雨前線のような場合には、二日も三日も豊を上げて、さあ、水がくるかくするかと待つてゐる。こなければはつと引かない、どろ海になるというふうなこと、年々それを繰り返してゐないければならぬ。住民といふものも考え、ていたかなければならぬ。ことにあなたの選挙区でも、私も親戚がおりますが、災害で往生してゐる。そういう住民の立場に立つてこういう施設の増強といふものは真剣になつていただかなければならぬと思ふのですが、大蔵省はどういうような見解を持つておられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○天野政府委員 低湿地帯の排水事業としましては、河川改修、農業排水、下水道等、各種の事業があるわけでございます。現在まで必ずしも水系的に一貫した考えに基づいた対策といふのは行なわれておらないわけでございます。そこで、建設省の方からは、三十七年度の予算要求におきまして、幹線的な排水事業について河川事業として実施するような予算要求があるわけでございます。これにつきましては、他の事業とのいろいろな関係の調整の大きな問題がございますので、相当慎重に考慮をする必要があると思ひます。農業用水の問題とか、いろいろ関係があるわけでございます。そういう点はよく研究をいたしまして処置をしていかなければならぬ。ただし、常襲地帯水予想地帯と申しますか、水が入つて

くるとばちばちやになつてゐるようになつて、ただいま先生のお話のございました私の方の江東地帯のような盆地のようになつてゐるわけでございます。この間のちよつとした雨でも、すでにたいぶ水につかつた地帯があるわけでございます。そういうところには、高潮防潮堤も必要でありまして、それと相からみまして排水施設の整備を行なつていかなければ、とうてい問題を解決することができませんので、今後そういうところにおきましては排水施設といふものを優先的に考へていかなければならぬ、かように考へております。

○岡本(隆)委員 ちよつと天野さん来ていただいた、御理解が深いと思ふのでございますけれども、きょうもう一つお尋ねいたしたいと思ふのは、地盤沈下の問題なんです。従来、地盤沈下の問題がやかましくいわれながら、今日までそれに対して適切な対策が講じられておりません。本年の災害に際しまして、私も大阪方面の視察に参りました。大阪におけるところの災害対策、高潮対策といふものは、これは地盤沈下問題と不可分のものであるといふことを痛感いたしました。幾ら防潮堤を高くしていきましても、その防潮堤が年々三センチも四センチも沈んでいくといふことになれば、これは果てしのないことで、さいの川原に石を積みよふことになつてゐるわけでございます。それを今かさ上げ、かさ上げと續いておるところの大阪市の涙ぐましい努力を見て、これはもう放置できない、地下水のくみ上げは即時禁止しなければならぬといふふうに私は痛感してゐる。ところが、地下水のくみ上げを禁止すれば工業が成

り立たない。だから、工業用水道をどうしても早くやらなければならぬ、こういうことになつてゐるわけでございます。

そこで、まず建設省にお伺いいたしますが、そういうふうな地盤沈下の現象に起つてゐる地域、阪神地区、中京地帯、それから京浜地帯でございしますが、その地帯におけるところの工業用水の需要がどれだけのところか、それに対して現在工業用水道によつてどれだけの充足されておるか、その工業用水道の現在の発展段階と申しますか、充足段階と申しますか、そういうような点を御説明願ひたいと思ひます。

○山内(一)郎政府委員 地盤沈下の原因が地下水の過剰くみ上げにある、こういうことが大体明らかになりまして、主として東京、大阪、尼崎でございしますが、そういうような現象が生じているわけでございます。その地下水を切りかえます工業用水道あるいは上水道、これをやらなければ、どうして徹底的には措置はできない、こういうことで、建設省の所管の分といたしましては、そういう方面に努力をしておる段階でございます。

量につきましては、これはいろいろほかの省との関係もございまして、建設省で取りまとめたのでございまして、東京地区としては一日五十万トン、これを切りかえれば地下水のくみ上げがもうなくなつてしまふのではなからうか、それから大阪地区では一日三十万トン、こういうふうな資料としてなつておるわけでございます。これを切りかえますために、建設省といたしましては、多目的ダムとか、あるい

はその他の施設によりましていろいろ計画的にやつておるわけでございますが、これらの分につきましては、今後の十年計画では完全に切りかえ可能であるかどうか、予定でありますのではつきりいたしません、そういうふうな考へて現在実施をしておる最中でございます。

○岡本(隆)委員 そのうち今だけ充足しているか。それから名古屋の方はどうなつてゐるか。

○山内(一)郎政府委員 ただいま申し上げましたのは、これから切りかえなければいけないという分でございます。それから名古屋地方につきましては、まだ詳細な調査をやつておりませんので、量についてはお答えできません、こういう段階であります。

○岡本(隆)委員 それでは、現在供給してゐられる工業用水道の東京と大阪の一日量をお伺いしたいと思ひます。

○山内(一)郎政府委員 ただいまちょっと資料の持ち合わせがございませんので、さつそく取り寄せてお答えしたいと思ひますが、一日百万トンとか、そういうオーダーになつてゐるのではない、こういうふうな考へます。

○岡本(隆)委員 百万トンといふのは、大阪と東京と合せてですか、それとも東京だけですか。

○山内(一)郎政府委員 百万トン・オーダーでございますので、それぞれそういうオーダーではなからうかと思ひます。これは正確な数字は、資料を取り寄せてからお答えしたいと思ひます。

○岡本(隆)委員 百万トンのそれぞれ、東京は五〇%、大阪は三六%とい

うことになつてゐると思ひます。大阪の方のなにをもらつて参りましたが、これから施行したい地域の方が従来の施行地域よりもはるかに多いわけでございます。まして、まだ工業用水道の普及率といふものは、今おっしゃつた数字よりもはるかに低いのではないかと、私はこういうふうな思ふのでございします。

しかし、この工業用水道の早期の実現をはからぬことには、地盤沈下といふものは防げないわけですから、地盤沈下をやらせれば、それに伴うところの財政支出といふものは実に膨大なものになつてくる。これを大蔵省の方でそばんを置いてみられたことがありますが、いろいろな各地で地盤沈下が起つてゐる、それに対して防潮堤は高くしなければならぬ、また、それに伴うところの洪水に伴うところの災害復旧費は出してゐなければならぬ、住民の民間被害といふものも非常に大きく、それに伴つて税金も減つてくるというふうなことで、国の財政的な収入欠陥、あるいはまた、財政支出の負担といふものがどれだけのなるかといふこと、それから工業用水道を早期に実現することによつて、びしやりと地盤沈下をとめてしまふ。今すぐくみ取りをためてもここ数年は沈むであらう、こういうわけておりますけれども、これをまた、数年も十年も今のままどさんどん水の吸い上げを勝手にばらばらしておいて、どこまで沈むかわからぬといふふうな状況の中で、東京の災害防止対策といふものをどう立ていくのですか、立ちようがないじゃないですか。そういうふうな財政支出といふものと、それから工業用水道を早期に実現するといふこと、どちらが国

ばこれは必ず起るのです。たとえば石炭だつて非常に狭い面積を掘つていくのですよ。炭坑は百メートルかそれくらいの幅でもつてずっと掘つていく。ところがそれが地下数十メートルから数百メートル、いろいろあるでしょう。それでもやはり鉱害が起つてところどころに池のようなものがぼかればかんとできていくわけです。それ

が非常に広い範圍において、そういうふうな液体にしても氣體にしても、地面をささえておるところのものが大量に抜かれれば、いつかは地盤が沈下していくということは当然のことで、こんなものはあなたがどのように——それがいいや構造性ガスは沈下と関係ないのだ、石油は沈下と関係ないのだ。しかしながら、石油といえどもいかなるものといえども、地盤をささえておるものである限り、これは抜けば地盤の沈下を起します。だから今まで、おとし結論が出ましたと言うが、おとし出たんじゃないのです。そんなのは常識的に数年前からガスのくみ上げによるのだというふうなことを言われておつたのが、業者の方からの強いいろいろな各方面の働きかけによって、おとしまで決定が延期されておつた。私はこう見ております。だから今

あなたが言われることも、やはり天然ガスのくみ上げの業者の意向が、直接的にか風のたよりにか間接的にか、あなたの脳細胞の中に働いておつて、それでもつて地盤沈下は起こらない、こういうふうなことをあなたが言われるとしか私は理解できません。ある程度の発見されたところの地下資源です。それは使わなければならないでしよう。使つていけばいいと思うのです。

しかしながら、それを大都市の燃料に使うということになって参りまして、急速にそれがどんどんどん大量に利用されてきたならば、やがてはまた第二の地盤沈下問題が私は起こってくると思うのです。そうやってきた場合に、またそれについての復旧費だとかなんだとかいうことでもって、費用もかかれば住民へのいろいろなしわ寄せがくると思うのです。

この問題は、きょうの本筋じゃございませんから、特にそういう点については、建設省ももう一度よく研究をしていただきまして、ただいま宮崎さんの言われたことがはたしてどれだけの信憑性があるのか、建設省としては絶対におれの方は心配要らぬと思つていらっしゃるということで黙つておられるのなら私はいいと思う。しかしながら、将来また住民の生活に大きな影響が出てくるというふうなことが、かりに危惧が持たれるとするならば、そういうくみ上げ量というもののについて、やはりある程度の規制を加えるというふうな方針を考えていただかなければならぬと思うのでございますが、一つ大臣のそういう点についての御所見を承つておきたいと思ひます。

○中村国務大臣 今宮崎主計官からお答えをされたことが、われわれよりも知識の豊富な見解であつたと思ひます。なお私どもとしても、地盤沈下というところは、どの地方にかかわらず非常に重要な問題でございますから、十分検討して参りたいと思ひます。ただ私たちが心配しております新潟市の地盤沈下、これはいろいろガスのくみ上げの抑制措置等が行なわれまして、近來これがいふとまづおる状態では、

今度のガスの問題は新潟市には関係ない地方であるというように聞いておるのでありますが、今御指摘もございまして、なほ、われわれとしては十分研究いたしたいと思ひます。

○岡本(隆)委員 それでは工業用水道の問題にもう一度返りますが、今度工業用水道の国庫補助が四分の一から五分の一に減つたのです。それはどういう理由に基づくものか。ことに大阪の場合には、工業用水道を早期に実現するというのが一つの防潮対策の基本だと思つたのです。むしろ地盤沈下をとめるということがまず第一に防潮対策、それだけでも防潮対策になる。だから地盤沈下を今まず第一にとめなければならぬ。ところが、地盤沈下をとめるには、地下水をどんどんくみ上げるから、水は工業に与えてやらなければならぬ。そうすると工業用水道を早く作らなければならぬということになつてくる。その段階に立つて従来の補助が四分の一から五分の一に減つておるといふこと、これはどういふ理由なのかということですか。

それともう一つは、地盤沈下対策を災害防止対策と見て、これに対して何らかの、地盤沈下を現実起こしておるところの工業用水道に対しては、特別の補助を今後お出しになる用意があるのか、そういうふうなことを考えておられるのかどうか、その辺を伺いたいと思ひます。

○宮崎説明員 最初に事務的なところだけお答え申し上げます。工業用水道の補助金は、御承知のように、工業用水法の成立とともに始められたものでありまして、地盤沈下を来たしておるようなところについて、工業用水道を布

設する場合に四分の一の補助をするという制度で始められたわけでございまして。その後だんだんこの制度が発展して参りまして、最近では地盤沈下に関係ない部分についても、これが行なわれるようになりまして、これが、一方最近数年の間に、御承知のように、産業の地方分散というふうなことに関連いたしまして、工業用水道の需要というものが非常に急速にふえております。同時にまた、こういった大都市におきましても、ただいま御指摘の地盤沈下の問題が判明いたしまして、急速に水源転換をはかるといふ意味で、やはり工業用水道の需要がふえております。所得増進計画などによりますと、今後十九年間で、大体現在の五倍ぐらいの工業用水道を使つていかなければならぬというふうな事態になつておるようでありまして。

ただ、そこで非常に問題になつて参りましたのは、多目的ダムに関連いたす問題であります。最近の工業用水道は、御承知のように、非常に大きなものが多いためです。ダムを使つてやるものが非常にふえております。そういう場合に費用の配分をいたさなければならぬ。それを電気、水道あるいは工業用水道という間でどういふふうに配分をするか、いわゆる費用のフローケーションと申しておりますが、そういうことをきめなければならぬことになりまして、一昨年から経済企画庁がそういうものをきめたわけであります。昨年までの経緯といたしましては、一応標準の料金として、大都市の地域は四四五十銭、その他の地域は三三四十銭を基準とするということにしておつたわけでございしますが、その後

設する場合に四分の一の補助をするという制度で始められたわけでございまして。その後だんだんこの制度が発展して参りまして、最近では地盤沈下に関係ない部分についても、これが行なわれるようになりまして、これが、一方最近数年の間に、御承知のように、産業の地方分散というふうなことに関連いたしまして、工業用水道の需要というものが非常に急速にふえております。同時にまた、こういった大都市におきましても、ただいま御指摘の地盤沈下の問題が判明いたしまして、急速に水源転換をはかるといふ意味で、やはり工業用水道の需要がふえております。所得増進計画などによりますと、今後十九年間で、大体現在の五倍ぐらいの工業用水道を使つていかなければならぬというふうな事態になつておるようでありまして。

こういったものにつきましての最近の需給状況なり何なりを見まして、大都市の地域の安い単価はもつと上がつてまいりたのではないかと、現実にやつておるものは相当高いものですから。そういうことによりまして三十六年度から基準を五五五十銭に引き上げるといふことになつたわけであります。もちろん、これに今後実施するものでありますから、そういうことに伴ひまして、国の出す補助金の率も変わつていくことになるわけであります。これは結局産業の立地条件の一つの柱で、現在でも大都市に集中し過ぎて困るというところで、相当地方分散が叫ばれておるわけであります。大都市の工業用水道も安いにしくはないのであります。が、諸般の情勢から見て、現在の段階としては、そういう程度の料金が適当であるというふうな判断によつて変えられた、こういうふうには私は伺つております。実はこの問題は私は直接の担当でないのではありませんが、大体の事務的な経過はそういうことでござい

○岡本(隆)委員 工業用水道の水道料を少し上げていいから、そのかわり補助を減らす、こういうふうなことになつた模様でございしますけれども、高くなると、今度は事業主の方ではそれほど負担をばしきります。地下水をくみ上げた方が一番安いんです。だから、工業用水を高くすればするほど、むしろ地下水をくみ上げます。だから、地下水のくみ上げを禁止するといふのは、地下水をくんだ方が、工業用水道を利用するよりも高くつくといふことにならなければならぬし、そのためには、工業用水道を普及させなければならぬ

○岡本(隆)委員 工業用水道の水道料を少し上げていいから、そのかわり補助を減らす、こういうふうなことになつた模様でございしますけれども、高くなると、今度は事業主の方ではそれほど負担をばしきります。地下水をくみ上げた方が一番安いんです。だから、工業用水を高くすればするほど、むしろ地下水をくみ上げます。だから、地下水のくみ上げを禁止するといふのは、地下水をくんだ方が、工業用水道を利用するよりも高くつくといふことにならなければならぬし、そのためには、工業用水道を普及させなければならぬ

い。そしてそれをできるだけ安くしないと、それではということとを事業主の方では言わねばならぬと思ひます。現に自分のところで井戸はさく井されておる、あとは維持費と電気代だけだといふことになれば、工業用水道が大手を振つて通るようになって、これはよほどの規制をやらなくとも思ひます。また、この地下水をくみ上げておる人たちが、地盤沈下を起こさせておる現実の犯人なんです。これはもう現実に、実質的に、その都市の住民に莫大な損害を、目に見えない形で与えておるのです。たとえば病気をうつした、病気をうつしたといふことは目に見えませんが、目に見えませんか、直接の犯罪人とは扱われておりませんが、しかしながら、現実に、かりに結核なら結核という病気が明らかにこれからお前にうつしたんだぞ、こういった場合には、なぐられただけの、ほんの当座の痛みでも腹が立つんです。それを一年も二年も養病しななければならぬような病気をうつされ、それがもし現実に目に見えたら、非常な憤慨、憤慨の原因になると思ひます。同じことなんです。地盤沈下は連年起こつておる。それでもつてだんだん都市排水の状況が不良になつていく。だから降雨ごとに、年々浸水してるところの量は一尺、二尺とふえていくんだ。これは、住民にはそういうことが直接に目に見えないから黙つておられます。しかしながら、地下水のくみ上げが原因で沈んでいくんだ、あの井戸がおれたらどこのところにつかつてくる水を作つておるんだといふことになれば、住民の憤慨というものは、水害が起つた直後に、もしそういうこと

い。そしてそれをできるだけ安くしないと、それではということとを事業主の方では言わねばならぬと思ひます。現に自分のところで井戸はさく井されておる、あとは維持費と電気代だけだといふことになれば、工業用水道が大手を振つて通るようになって、これはよほどの規制をやらなくとも思ひます。また、この地下水をくみ上げておる人たちが、地盤沈下を起こさせておる現実の犯人なんです。これはもう現実に、実質的に、その都市の住民に莫大な損害を、目に見えない形で与えておるのです。たとえば病気をうつした、病気をうつしたといふことは目に見えませんが、目に見えませんか、直接の犯罪人とは扱われておりませんが、しかしながら、現実に、かりに結核なら結核という病気が明らかにこれからお前にうつしたんだぞ、こういった場合には、なぐられただけの、ほんの当座の痛みでも腹が立つんです。それを一年も二年も養病しななければならぬような病気をうつされ、それがもし現実に目に見えたら、非常な憤慨、憤慨の原因になると思ひます。同じことなんです。地盤沈下は連年起こつておる。それでもつてだんだん都市排水の状況が不良になつていく。だから降雨ごとに、年々浸水してるところの量は一尺、二尺とふえていくんだ。これは、住民にはそういうことが直接に目に見えないから黙つておられます。しかしながら、地下水のくみ上げが原因で沈んでいくんだ、あの井戸がおれたらどこのところにつかつてくる水を作つておるんだといふことになれば、住民の憤慨というものは、水害が起つた直後に、もしそういうこと

を扇動して回る者があれば、これは大へんなことになりますよ。だから、地下水のくみ上げというものは、即時私は禁止すべきだと思うんです。少なくとも禁止的な方法を講じなければならぬと思うんです。だから、地下水をくみ上げるその一日の量を調べて、調べたその量に対して、君の方は何ば地下水をくみ上げた、それに伴うところの災害復旧費はどれくらい要る、それは君らの方で持つてもらわなければ困る。地下水というものは、自分の土地の下からくみ上げてくるから自分のものという考え方であつてはならないと思うんです。これは地底深く広がつておる存在です。ということは、これはみんなのものです。くみ上げによつてみんなの土地が沈むんですから、地下というものはみんなのものです。その土地の住民全部のものでした。その土地の住民全部のものを勝手にくみ上げて、地盤沈下をさせていくんですから、それに対する補償というものはくみ上げる者がすべきである、私はこう思うんです。だからむしろ、そういうふうな地下水くみ上げに対しては、課税すべきだ。課税して、それを工業用水道を作るための財源に充てるべきだ、こういうふうな思いでございますけれども、大蔵省はどうお思いになりますか。これは、天野さん、政治的な問題だからあなたから一つ答えてもらわなければならぬ。

○天野政府委員 先般、地下水のくみ上げに対して規制措置を講じましたことは、岡本先生も御存じの通りだと思つた。工業用水のことにつきましては、先生のような御議論もあるかと思ひますが、すみやかに整備をし

なければならぬ問題や、それから負担の問題、いろいろな問題を考えまして、五分の一、五円五十銭、こういう繰でやろうというふうな思ひわけでございます。

それから、税金と申しますか、そういう問題になりますと、ちよつと考え方を変えなければならぬと思ひますので、今のところはそういう点は考えておらないわけでございます。

○岡本(隆)委員 そういふことを考えておらぬということ自体が、ばかんとしておるという事です。年々沈められていくのでしよう。沈められていくに伴うところのいろいろな復旧経費がどんどんかさんでいくのです。それについての収支のバランスはどうだというて先ほど尋ねましたが、それはまだ調べてみたことがないというふうなこと、収支のバランスも提示されない。それでは、地盤沈下問題については、政府は全く何にも考えておらないということにひとしいじゃないですか。地盤沈下が起る。年々五十センチも一メートルも沈んでいく。そうすればせつかく強い防潮堤をどれほどの経費をかけて作つても、それは年々かさ上げしていかなければならぬ。しかしながら防潮堤のかさ上げというものは、御承知のように、上へ積み足せばいいだけのことじゃない。上に積み足してみただけで、そんなものは一べんに波で吹飛ばされてしまつて、そんなもういかにかさ上げでは、伊勢湾台風のようなものが東京にやつてきた場合に、とても防ぎ切れません。だから、最初の予定より一メートルも低くなつてしまつて、それを一メートル高くするんだという場合には、基盤からやりかえ

ていかなければならぬ。ものすごい金がかかるのです。現実にはそのような財政支出が予見されるころの地盤沈下なんです。だから、今工業用水道を早急に普及して、それでもつてびしやつと地盤沈下をとめるということは、何をいふても、防潮対策としてまず第一にやらなければならぬことなんです。私たちがしつとがおほるげに考えても、これは当然やるべき措置だと思へる。そうして、それに対するところの収支のバランスを考へても、工業用水道を早期に実現することの方が、防潮堤を強化していくことよりもはるかに安くつく。そういうふうな収支バランスというものは、考へてみておられない。それが出てこないというところはもうなるように出来、ケ・セラ・セラだ。そんなことであなた、国の財政を担當しておるところの大蔵政務次官と言へますか。その点をもう一度はつきりさせて下さい。

○天野政府委員 先生のような御意見はまことにごもっともな点でございまして、たとえば、大阪で第二期工事のかさ上げ事業をやりました場合におきましては、地下水のくみ上げの規制の措置をやつていく確約のもとに、かさ上げ事業を着工する、こういうことになつてゐるわけなんです。それで、そういう方式をわれわれは第一義的に考へておるわけでございます。

なお、工業用水のこまかい点に關しましては、通産省の所管になりまして、いろいろ計画をやつておるわけでございますが、大蔵省の方はそちらを査定するといふ立場であります。先生も御承知の通りに、工業用水の問題は非常に大きな問題であり、重要な問題でござ

いますので、われわれとしてもこれは早急に整備拡充しなければならぬ問題だといふことを考へてやつておるわけでございます。事務的な詳細な点は、事務局から今お答えいたさせます。

○宮崎説明員 今政務次官からお話のございましたような基本方針でございますが岡本先生御指摘の点は私どもも常に同様の点が多いわけでありまして、もちろん私もいたしまして、もう一つ地盤沈下の状況になつておるわけでありまして、高潮対策の事業によつて堤防のかさ上げをすればそれでいんだというふうな考え方は決してないわけでありまして、これを根本的にとめる、地下水汲み上げの量の減少といふことの計画と相待つてやるべきである、地下抑制の方をむしろできるだけ早くやるべきだといふ点は、全く御意見と同様でございます。ただ御承知のように、大阪の場合に例をとつてみますと、くみ上げておる量が非常に多いわけでありまして、これを転換いたしますためには、なかなか簡単にすぐ水道を通すというわけには参りません。

ただいま河川局長がおつしやいましたように、そのための多目的ダム事業あるいは今後における水資源開発事業といふものを実施いたしまして、それによつてふえていく水量とあわせてこれを実施していかなければならぬといふような問題がございまして、しかしながら、現在のところといたしましては、地区別に相当こまかい検討が行なわれておりまして、大阪については先ほどお話がありましたように、治山治水十カ年計画の終期までには必要な

転換をはかり得るという水源の一応の計画が立てられております。ただ、もう一つ大阪の場合を考えますと、ビルの地下水の問題があります。これについては、今建設省の方で具体案をいろいろ考へようであります。私どももいたしましては、そういう方向でこの根本的な事業が行なわれるといふことを前提にいたしまして、高潮対策事業の計画を見ておるわけでありまして、もしそういうことがないといひますと、現在のかさ上げ事業といふものは全く無意味になるわけでありまして、これをやりまして、十年かそこらたちますと、まただめになつてしまふ。そういうことではだめでありますので、今後における水源転換による沈下の減少ということ、この対策事業におけるかさ上げ量といふものと関連して計画が立てられておる。大体こういつた今後における水源転換のテンポによりまして、若干の沈下はどうしてもまぬがれないわけでありまして、それを含めた、その余裕をとつた高潮対策事業をやつていく、これによつて恒久的にこの地区の問題を解決する、こういうふうな技術的な処置を行なつております。これによつて私どもは予算措置をしておるわけでありまして、決してこれをないがしろにして、ただ当面のかさ上げをやつておるというだけではありません。その点を御了承願ひます。

○岡本(隆)委員 それじゃちよつと申しますが、大阪が二百億の十カ年計画を立てておられます。そうすると、その二百億の十カ年計画に対して、政府の方ではそれに対するところの補助を

と、各地方団体が水防組合を作って、それぞれ予算を組んでやっておりま
す。それに対してある程度の補助がご
ざいますが、かりに災害でやられると
仮定いたします。突如破堤したとか、
あるいはいろいろな場合があると思う
のですが、そういう場合に、相当広い
地域が災害をこうむったために、水防
資材が水につかって使えなくなつたとい
うような場合に、それをやはり次の

災害に備えて、新たに調整して備えなければならぬということになって参りますと相当費用がかかりますが、その場合に、そういうふうなものの復旧も、公共土木施設の復旧と同じようにさらに次の水防事業に備えていかなければなりませんから、これは公共施設というふうな考え方ができるのではないのでしょうか。そういうふうなことをするのが、復旧事業の一種とみなすことはできないのでしょうか。

○山内(一)郎 政府委員 今回の特例法の関係は、発生をいたしました災害の特別措置の問題でございます。従つて、発生したものに對する特例の高率の補助でありますので、発生しない設備をつけなければならぬというふうな水防資料、これはこの法律には該当しない、こういうふうな考えであります。

○岡本(隆)委員 それでは次に参りまして、住宅の特例で、ありますけれども、この住宅の特例に、今度資料としていただきました政令の要綱の第一の項で、今度の災害で「滅失した住宅の戸数がその区域内において二百戸以上である市町村の区域」というふうな言葉がございますが、「その区域内において」という区域というのはどの程度のものをさすのでしょうか。たとえば府県をさすのですか、どういふふうなものでございましょうか。

○齋藤(常)政府委員 お答えいたします。滅失した戸数が二百戸と申しますのは、市町村の区域についてということでございます。

○岡本(隆)委員 そうすると、市町村において二百戸以上、それからまた、

そうでなければ全戸数の一割以上、こういうことになって参りますが、今度の災害はことに風でございまして、風の筋と申しますか、そういうものがなめていきます。従つて、市町村を横断して幾つもの市町村をなめていくから、県全体とすると、たとえば京都のごとき、相当の被害が出ておるのであります。そうしますと、やはり京都府の財政その他から見ますと、公営住宅を建てていきますのに、ある程度の政府の方からの援助がないと、単費では負担がしんどいと思つたので、特例のなをいたさないといふ困難であると思つたのですが、公営住宅法によりまして、たしか五百戸という数字が出ておりましたね、あの五百戸という数字が抜けておるのですが、あれもやはり市町村で五百戸という意味だったのでしようか。

○齋藤(常)政府委員 風水害の場合におきまして対象となる場合に、公営住宅法第八條の規定によりまして、全地域について二百戸または一割というふうな規定になっておりました。今お話しのお話の五戸と申しますのは、全国の地域においてそのときに五百戸以上の滅失があったという場合におきましては、一般法でありますところの公営住宅法第八條によりまして、災害の対象に扱うということでございます。従いまして、市町村の区域について、考えますと、二百戸でありますか、あるいは滅失戸数が総戸数の一割以上というふうな、二つの点で押えているわけであり

か、そういうふうなものによつて全国で五百戸以上出た場合には、公営住宅法によつて、その再建の場合には補助を出す、そして市町村については二百戸以上、こういうことになっているわけですか。

○齋藤(常)政府委員 説明が少し詳細でなかつたのでおわかりにくかつたかと思ひますが、一般の災害の場合に第八條を適用いたしましたので、これによつて救つていくという場合の条件が、全国で五百戸以上ある場合、それから、または市町村で二百戸または一割といふようなことになっております。この第八條の第一項の第一号の該当を受けますならば、一般の災害として適用される。特例法の場合におきましては、激甚地の指定ということ、この中の、特に市町村の場合における二百戸または一割以上ということ指定しておるわけでございます。その場合に初めて補助率が上がる、または限度戸数が三割から五割になる、こういうことになるわけでありまして。

○岡本(隆)委員 そうしまして、たとえば百戸ないし百五十戸というふうな市町村がずっと並んで幾つも出てきておるといふふうな場合には、今度のこの特例法には適用されないということになつてくると思つておりますが、どうでしよう。

○齋藤(常)政府委員 ただいまのお話のような場合におきましては市町村ごと計算をいたしまして、その当該市町村で二百戸以上になつておるか、あるいはまた、もう一つの条件の総戸数の一割といふことに該当いたしますと、その市町村が激甚地ということになるわけでありまして、特にその点で

お断り申しておきたいことは、合併の市町村でありまして、その場合におきましては、旧地域というものを一応基準にいたしまして、その地域の中の一割をこえているという場合でありますれば、その部分に關しましては特例法を適用する、これは市町村の合併促進法によりまして、それだけの利益を享受できるように規定になつておるわけでありまして。

○岡本(隆)委員 これは水害に伴つて家が流失するとかいふ場合であります。と、あまり選択的にやられないので、このところが、風害の場合には、かなり選択的に家が滅失しているわけですから、ということ、がんじような家は風にやられませんが、水の場合には、水の筋に当たれば大体において軒並みにやられていきますが、風の場合は散発的にやられていきます、それが食ひ、そして久しく住宅の補修もできないといふ家庭のみが、選んでやられていくわけなのです。でありますから、各市町村にとりましては、水の場合であれば必ずから再建するといふ能力のある人が相当おりますが、風の場合でありますと、やられた人が、ほとんどみな、みづから家を再建する、能力がない、こういう状態に置かれていた。だから、そのめんどろを町村がみな見なければならぬといふことになつて参ります。大体、前の伊勢湾台風の場合には、水を基準として、水害というもののみに基準を置いて行なわれておつたと思ひます。だけれども、今度の場合、室戸台風は風が主たる災害の原因でございましたから、こういう場合には別なものをさして持つてきていただくかと、水の場合と同じもので、そ

のまま、お既製品があるからこれだといふふうなものは、ちよつと困ると思ふのです。もう少し変わったものを考へて、たとえば相当な被害の市町村が、続いてある場合、そうすると、各府県である程度まとまつた戸数が出て参ります。だから、一つの台風で全国で五百戸以上滅失した家屋が出た場合には、公営住宅法の第八條を適用する、こういう考え方がありますから、せめて府県に五百戸以上出た場合とか、あるいはもう少し縮めて、府県の半分ぐらゐの地域について五百戸以上出た場合とかいふ場合には、やはり特例法を適用するのだといふ考え方を出していただかないと、そういう場合には、町村に力のない場合には府県がある程度補助をやつて、やはり家を失つた人の手当をやつていきますから、そういう点の一つ考へていただくかなければならぬ問題だと思つたので、今度の場合、政府の方からこういう案が出ておりますので、私はあとで同僚の委員諸君にお願いして、何かいいものを考へてこの政令の中に織り込んでいただくように、政府の方にお願ひしたいと思ひますけれども、しかし、今後、先ほど大臣のお話があった災害対策についての立法が行なわれる場合、やはり風のみで、くる場合と、それから水の場合と、多少ものさしについて違つた考へを持つといふふうな考へ方を生かしていただくようにお願いしておきたいと思つたのですが、よろしいですか。

それから、この特例法では企業がみづからの従業員のための住宅を建てるといふふうなことに對しては融資の方針がはつきり出て参つておりますが

れども、一般の他の住宅が風でやられた場合の融資について、どういふふうなものがあるのか。總括的に、たとえば公営住宅がやられた場合には各地方公共団体で建ててくれます。それから農家がやられた場合には自創資金、そういうふうな道がありますね。しかしながら、自創資金でつぶれた家を建て直すというのはちよつとおかしい。病気の場合同様に、何の場合でも借りて、田畑を手離さなくてもいいようにという考え方でございますけれども、しかし災害によって家を失った場合に、国はやはり災害に対して融資をするのだ、こういう考え方を持っていくべきであつて、自創資金を借りてきないといふふうなことは、他の制度の流用、転用になつてくるので、そこにあるから間に合はさうという考え方だと思ふのです。だから、災害で住宅を滅失した場合には、こういうふうによつていきますという、一貫した一つの方針が当然打ち立てらるべきであると思ふのです。ことに融資として、家を失った場合には、こういうふうにしなすよう、こういう融資についても一つ一貫した一今度工場についてこういうものができました。だから、工場以外の、たとえば農業、商業あるいはその他の施設、こういう事業に使われている人以外、家を滅失した場合どうするのだというふうな、一貫した制度を考えていただかなければならぬやないかと思ふのですが、今はどうなつておるのか。そしてまた、建設省としては、そういう道をどういふふうによつていきたいというお考えを腹案として持っておられるのか、そんな辺を承りたいと思ひます。

○齋藤(常)政府委員 ただいまのお話にございましたように、公営住宅とそれから公庫の融資、特に公庫の融資だけではなかなか救済されない部分があるのではないかとのお話、私も思ひます。たゞし、もとより、公庫の融資だけで全面的に解決できるというふうには考えておりません。特に低所得者の賃貸住宅といふことを考えます。すると、やはり公営住宅の方で相当歩み寄つて、そういうふうなものを作る。それと公庫の融資とが密着する。その間にギャップがないようにしていくことが理想だと考えております。できるだけその間の調整をはかりながら、市町村において具体的な計画を立てる。その立てた計画につきましては、公営住宅としてもできるだけのことをやるということ、また、公庫の方の融資につきましてもできるだけ運用面も考へまして、広く行き渡るように融資するよう指導している次第でございます。

○岡本(隆)委員 公庫の融資が、一般的にまだ災害復旧にもう一つ利用されてない、また、公庫の制度そのものに利用しにくい面があるのではないかと、こういうふうにお思ひますので、その点を特に今後改善していただきたいと思ひます。

それからもう一つお尋ねしたいのは、厚生省の方、たとえば引揚者の住宅、あるいは災害住宅でもさうでございますが、建設省関係でも、やや小さいところについては公営住宅の払い下げをやつておられるところがございすね。公営住宅の払い下げというものは、私には、基本的に引き方が間違つてゐるのではないかとお思ひます。払い下げ

を受けた人は、なるほど喜んでおります。払い下げを受けた人はそれぞれ小さな自分の家を持つ、家主になる、自家用の家を持つ、そのこと自体は、その人にとってはうれしいことかもしれせん。しかし、国の政策そのものから考えていきますと、今かりに宅地開発をやつてゐるのに、次に新たに用地を求めようとするれば、非常に高い費用を出して用地を手入れしなければならぬ。そのときに、せつかく今あるところの既存の公営住宅地、それを上にずつと高く、将来なんぼでも高くすれば、その敷地が三倍、四倍の面積として使える。戦後間なしに建て、十年たつて大抵耐用年数がなくなつてきた、そしていわゆる災害発生に近い条件を持った家になつてきている。しかも、それらの人は、その家を、安い払い下げなら買ひ力も持つてゐるけれども、自分の力でそれを強固なものにしていくといふふうなことはできない。建て直すといふことはできない。そういう人たちに家を与えてしまふことによつて、これから老朽家屋にならうとするものを、そのまま老朽家屋を温存しようとするといふような形になつてゐるわけでは。公営住宅は、何ほ小さくても、相当戸数多まつてゐるので、たとえば数十戸はまゝとまつてゐるのです。たとえば地元民から払い下げを要望される気持は、わからぬではございせん。しかしながら、そういう安易な気持の妥協といふものは、国の住宅政策としては誤つてゐる。むしろ老朽になつてきたら、もつとりつばなものと建てかえてあげる。そしてそれによつて住宅用として確保してゐる宅地を三倍、四倍の効果のあるように活用

していく、こういうことを政府として当然考えて、やつていかなければならぬと思ひます。でございますが、今後ともなまはなかなことをおやりになるおつもりですか、あるいはこれからはそういう払い下げなんかやらずに、もつと宅地をなにして、既存の老朽化したところの公営住宅は、ほとんど宅地を立体的に利用して、いい住宅を作つていくといふふうにお考えですか。私は、その辺、しっかりと政府としての方針を持っていたかなければならぬと思ひます。

○齋藤(常)政府委員 ただいまのお話はまことにごもっともでございます。私は、私どももいたしまして、譲渡処分ができるという規定もございす。しかし、現実には譲渡もいたしてあります。しかしながら、あくまでもこれは、今後管理が非常にむずかしくなつていくようなもの、あるいは今お話のありましたように、今後建てかえることができないような地域であるとか、あるいは建物が非常に老朽化してしまつてしまつた、今後建てかえることができないといふような特殊なものに限りまして、譲渡処分を認めてゐるようなわけでございす。従ひまして、これはできるだけ最小限度にいたしまして、今おつしやいましたように家を建てかえていく。特に都市計画上のことも勘案し、それから都市内の用地といふもの、特に公共用地といふものは、ほとんど減少していく、なかなか取得が困難であるという状況でもございすので、その用地をフルに活用するといふような点から考えまして、これを高層化するなりあるいは不燃化するなりいたしまして、建てかえていくと

いう方針を第一にしておるわけでございます。従ひまして、極力譲渡処分といふものは制限をいたしております。やむを得ざる場合だけというようにやつておる次第でございます。まことに、おつしやつた通りの方針でございます。

○岡本(隆)委員 私が知つてゐる範囲におきましては、やむを得ざると思ひれないようなところまで払い下げが行なわれております。だから今後一つその点は、各地方公共団体に、原則として払い下げしないようにという、方針を、ずつと通達していただくようにお願いしたいと思ひます。これで終わります。

○濱地委員長 阿部五郎君。

○阿部委員 ごく簡単に私は河川局長に伺ひたいのであります。

過般来、再三再四にわたつて、今回の災害の復旧を原形復旧にするか改良復旧にするかということが議論せられたのであります。私は、過般兵庫県及び徳島県の災害を視察しまして、今度の室戸台風による災害は、河川並びに特に海岸の防潮堤その他においては、従来の施設そのものに脆弱性があつて、再びこれと同程度の災害があつた場合には、今回決壊しなかつたところも多分あふない。そこで、これを単に復旧したばかりでは意味をなさないのでないかという気持を抱いたのであります。特に、淡路の海岸並びに徳島県の海岸であります。この点建設省におかれては、どういふお考えを持っておられるか、伺ひたいのであります。

○山内(一郎)政府委員 災害復旧を行なう場合の基本的考え方ではございま

すが、災害復旧を災害以前の形通り、つまりいわゆる原形といつておりますが、原形通りやった場合に、再びその原因であります洪水とかによりましてやられる場合には改良的に考えていく。これは考え方として変わっておりません。今度もそうやるつもりでございます。従つてその方法でございますが、非常に災害が激甚で、ございまして、もとの形がもうほとんどないという場合には、災害復旧として、一定計画といつておりますが、そういう一定計画のもとに災害復旧で全部やる、こういうふうな考え方しております。ただいまお話し、その個所を復旧しても隣がまだ非常に弱くて次の台風ですぐやられそうであるというような場合には、災害関連事業という制度がございまして、災害は受けておりませんが、災害復旧と同時にやる必要がある、この場合には災害関連事業を活用いたしまして、再び同じような程度の災害原因がきたといつたしましても持ちこたえるようにする、こういうような考え方です。進んでおるわけでござい

す。○阿部委員 お話はわかりましたが、具体的に淡路の海岸、徳島の海岸、今度の室戸台風の災害を受けた方面、あのあたりのことについては、ふだんから建設省におかれては、将来起こるべき災害に対して、現在の施設が十分であるかどうかについては御検討を加えておられると思いますが、これらを今度復旧する——もちろんこれはただいま提案されておる法律が適用されて特別措置を受けるのでありましようが、それを行なうにあつてどの程度までなされるであろうか。私が危惧をいた

しますのは、ただいまおっしゃいました災害関連事業をやつて下さるにしても、聞くところによると、これは災害復旧事業費の予算において大体八〇程度である、こういうことも聞くのであります。そういうことを聞きますと、これは現実の工事そのものが脆弱であり、工法においても、かさ上げの必要があるというようなことから、災害復旧そのものももちろんでありませんが、関連事業なども相当大規模なものにならなければならぬと思われま

すが、それが予算において限度があつて、八〇程度というような目安を置かれたのでは、災害を防止する上に将来はなほ不安なものではなからうか、こういう危惧の念を抱きますからお尋ねをしておるわけなんです。○山内(一)郎政府委員 淡路島と徳島の今回被害を受けた個所の復旧の点につきましては、考え方は先ほど申し上げた通りでございます。従つて、その考え方のもとに現在調査中でございますので、何町のどここの海岸はどういうふうにするか、これは現在ちよつとお答えできないわけでござい

ます。ただいまの八〇といふのは、災害関連事業のワークが復旧費全体の八〇というわけでございまして、これはただいまの考え方ですと毎年やつております。その結果を見ますと、今のような考え方では計算をしていろいろ調査をした結果、大体八〇でおさまつていく、こういうことでございまして。今回調査をやりました結果、八〇以上になるというような場合には、その方法に

成できますように努力をしたい、こういうふうな考え方をしております。

○阿部委員 今のお答えは、私にとつてはまことにけっこうなお答えなんです。ありますが、私の聞くところによると、局長のお話とは全く反対であつて、局長のお話によると、施設の必要が先に立つて、それで災害関連事業を行なつた結果が、復旧工事費総額の八〇に今まではなつてきた、結果である、こういうことであります。私が聞くところによると、逆に予算の規模がきまつておつて、その予算の規模の範囲内において災害関連事業を行なつてきたや

に聞いておるのであります。この点絶対間違いがなくて施設の必要があれば、予算の限度なしに災害関連事業を実施して下さるのでございまして、この点一つ、くだいようであります。もう一べんお願いいたします。

○山内(一)郎政府委員 考え方並びに従来の経緯は、先ほど申し上げた通りでございます。ただ関連事業がどこまで範囲が広がるかという問題は、これはまた非常に改良事業との関係もありまして、いわゆる防災施設をやつてい

ればせつかくやります災害復旧に金をつぎ込みまして、かえつてむだであるというふうな考えのもとに、あわせてやる災害関連事業というものを制度的にやつていくわけでございまして。そういう考えのもとに、再びこれがないように、こういうことでいろいろ調査をやり、そのときの計画を立てるわけでございますが、それから参りますと、都市によつて違ひますけれども、大体八〇の範囲を多少出る程度でござい

まして。今回につきましては、先ほど申し上げましたように現在調査中でございますが、もしそのワークが越えそうであるところがございまして、これは財政当局と打ち合わせをして実施をしたい、こういうふうに考えております。

○阿部委員 今のお答えの、復旧であるか、改良であるか、あるいは関連であるかという分けが、御答弁もはなはだ微妙なものがあつたのであります。地方民はそこに危惧の念を抱いておるのであります。申すまでもありませんが、おのおのこれは国庫補助の率が違ふのであります。そして事業主体となるものはみんな財政は苦しいのであります。この点が微妙であり、かつ心配な点でありますから建設省におかれては、一つこの点格段の努力をなさつて、その分界を地方民の安心のできるような方向へ認めるように御努力が願ひたいと思ひます。

さて、それに関連いたしました、もう一つ伺ひたいのは、平生からこの個所は災害を予防するに十分ならずとして改良事業の計画を立て、一部はすでに実施に移しておるところもあるというふうな個所でありまして、ところが

まだ施行されておらない部分について今回の災害の被害を受けた、こういうふうな場合であります。これは災害がなくともこのままではいけないというので改良計画が立てられ、一部は実行されておるのでありますから、そこを単に原形復旧をやつたところで、これは何にもならぬのは当然だと思ひますが、そういう個所については、これは改良復旧をやつてもらえるに間違いないと思ひますが、それはいかがなものでございませうか。

○山内(一)郎政府委員 現在、治水十年計画に基づきまして、当然早く改良事業をやらなければいけないという構想のもとに治水事業を実施いたしておりますが、その個所は当然災害を受けやすいという個所になると思ひます。従つて、その個所が災害復旧を受けた場合の考え方問題だと思ひますけれども、先ほど申し上げましたような災害復旧、それから関連事業、なお改良事業を促進するというように、いろいろの考え方があると思ひます。従つて、その個所はよく検討いたしまして、一日も早く改良事業を完成するやうにという考え方です。従つて、そういう個所は治水事業をできるだけ促進してやる、こういうふうないろいろな観点から検討し、実施をしたいと考えております。

○阿部委員 その場合ですが、もちろん最初からの改良計画の実行を促進するのは当然のことといつたしまして、その個所が今回災害をこうむり、被害が生じておる場合には、それを復旧するにあつて、原形復旧ではなくして、改良復旧でなければならぬと思ひますが、

その場合の補助率の関係はどうなりま
すか。

○山内(一)郎(政府委員) ちよつと具体
的に申し上げないとわかりにくいと思
いますが、災害復旧と関連事業をやり
まして、改良計画もあわせて促進をし
たい、こういう場合には、やはり治水
十カ年計画の線に沿って促進をするこ
うでございますので、やはり補
助率は、従来の改良事業の補助率によ
る中小河川改良の場合は二分の一、こ
ういふふうになります。

○阿部委員 そうすると、従来の計画
通りやる場合には通常の二分の一補
助、それから今回災害をこうむって、
その復旧をするとは今回の特例法に
よる、関連事業はまた関連事業の特例
法による、かように心得てよろしいの
でございますか。

○山内(一)郎(政府委員) 具体的にはた
してそうなりますか——大体そうなる
と思いますけれども、もし間違ってい
ると思いませんか、具体的の例をお
示し願えれば、問題点ははっきりいた
すと思ひます。

○阿部委員 はかにもこれと同じよう
な案件がたくさんあるかと思ひます
が、私は例示的に徳島県の宮河内谷川、
こういう問題について伺いたしたのであ
りますが、これは過般、委員長も視察
をせられて、先般の報告書にも特
筆大書してあるくらい、地方として
は、実に厄介な河川なのであり
ます。それはそれとして、これは
もう例年のように災害を受けてしまし
て、ようやくして昭和三十一年でし
たか、建設省において改修計画を立て
ていただいて、大体十カ年五億数千万
円、こういうことで施工に着手してお

るのであります。十カ年と、いいます
と、これはそのことだけでも被害を毎
年のように受ける地方民としては、は
なはだどうも待ち遠しい話なのであり
ますが、それが実施にあつては、実
は最初のその十カ年が長過ぎるところ
へ持つてきて、実際に予算がくるのは
最初の計画通りにはこないものであつ
て、一年間千数百万円というわずかな
ものでありますから、このままでいつ
たならば、完成までには五十七年間か
かるという計算になっておるのであり
ます。これではせっかく多大の犠牲を
払つて、地元負担を受けるところの地
方民としてはたまらないし、またこれ
を国家的な見地から申しまして、そ
の間もし金利の計算でもするとしまし
たならば、これは五億円の計算が、十
億にも十五億にも二十億にもつくかと
思われるのであります。ところがそれ
へ持つてきて、今度の第二室戸台風の
被害を受けて堤防が決壊して、南岸は
浸水し、数百町歩の田畑、宅地、家、
農家、みんな莫大な被害を受けたので
あります。そこで地方民としては、こ
の際、災害復旧ももちろん大切であつ
て、すみやかにやつてもらわなければ
ならないが、それだけでは来年、再来
年、もしあの程度に至らない台風にあ
うとしましても、とうていあとの部
分は持たない、こういう実情にありま
すので、まず、この地方民としては治
山治水十カ年計画の一部としてなさつ
ておるのでございまして、その負担も
大きいところへもつてきて、今回の災
害である、その災害復旧にも若干の負
担がかかるのでありますから、これが
将来どうなるであらうか。かりに復旧
工事、また、災害関連の相当の補強を

してくれまして、来年以後の台風に
対して安心だとは言えないような地勢
なのでありますから、それで多大の危
惧を持つておるのであります。それ
で、今回の復旧工事について、どれだ
けの負担がかかるか、また、将来どれ
だけの年数でこの改良工事が完成して
もらえるものだろうか、こういうこと
に多大の関心を寄せておる次第であ
ります。そこで、これらの点、できるだ
け詳細に一つこの際御表明願ひたいの
であります。

○山内(一)郎(政府委員) 徳島県の宮河
内谷川がもう治水十カ年計画の線に沿
ひまして改良事業をやっている最中で
ございまして、その予算がたまたま御
指摘がございまして、そう多額
ではないことになっております。これ
はまあ治水事業全般のことに関係いた
しますが、全国的に重点的箇所を取り
上げてやる、こういう建前で宮河内谷
川はもうその中の一つとして入ってい
るわけでございまして、従つて、それを完
成いたしますには、まだ相当年月はか
かると思ひますけれども、今回災害を
受けまして非常に被害の激甚な河川で
ございまして、災害復旧関連事業は促
進することはもちろんでございますけ
れども、なお、改良事業につきまして
も、一つ重点的に取り上げてやつて参
りたい、こういうふうな考えておりま
す。なお、あわせて、全国的の河川も
来年度は治水事業のワクをできるだけ
引き上げてやる、こういうことで、も
うしばらく災害の危険度といひますか
それはございまして、重要な箇所から
一つ御安心していただけるように、こ
ういふふうに考えている次第でござい
ます。

○阿部委員 治山治水十カ年計画は、
計画が十カ年であるからとて、ど
の工事とも十カ年かかつてそろそろ
と少しづつやるといふ必要はなからう
と思ひます。そこで、被害の大きいと
予想される部分から一つずつ片づけて
いく方法もあると思うのです。元來、
あの宮河内谷川は初めから十カ年かか
つてやる計画だつた聞いておるのであ
りますが、それは先ほども申しました
通り、その間の被害を防ぐという上か
ら、また、国家経済の上から言ひま
しても、はなはだ当を得ないかと思
うのであります。これを促進して下さ
ることは今御答弁いただきましたが、こ
の程度促進して下さるのであるか、こ
の間、委員長から提出いたしました視
察報告書においても、最低限度五カ年
以内にこの工事を完成する必要あり、こ
ういふ報告書が出ておるのでありま
す。ごらんになったかどうか知りませ
んが私は地元の人間として、少なくと
も三カ年くらいと思つておりますが
委員長がそうおっしゃるのであります
から、その程度はやむを得ないとい
ひまして、少なくとも、その委員長
の御意見通りに五カ年以内くらいには
完成するような御処置が望ましいとい
ひでなして、それは必要なことだと思
うのであります。この点について御所
見を承りたいと思ひます。

○山内(一)郎(政府委員) 御趣旨、御指
摘の点はよく承りましたので、
その線に沿いますように、できるだけ
促進をしたい。はたして宮河内谷川だ
けとらえまして何年でできるかとい
うことは、やはり治水全般のワクの問題
と全国のやつております河川との関連
もございまして、従つて御趣旨の点はよ
く承りましたので、できるだけ
促進して参りたいと思ひます。

○阿部委員 もう一つだけ。
そういうふうな促進をしていただい
て改良工事をやるということはわかり
ましたが、今回の被害箇所だけは早急
に復旧しなければならぬと思ひます。
また、その復旧について、同じような
災害に同じような被害を生ずるのでは
無意味でありまして、災害関連
の事業も行なわなければならぬと思
ひます。あの川の性質としまして、災害
を受けた箇所を復旧し、補強しまし
たならば、その対岸、たとえば、今回の
場合は南岸が決壊したのでありますの
が、南岸を復旧して補強しましたなら
ば、今度は水が溢れば北岸がくずれ
はわかり切つたことなのであります。
私たちがしるうといたしまして、そ
ういふことが不安でならぬのでありま
す。また地元民も同じような不安を抱
いております。そうしてまた、過去に
おいては、そういうことで下流と上流
の争い、南岸と北岸との争い、こうい
うようなことを繰り返してきた。これ
は明治以来何十回となくやつてきたと
ころなのであります。それを、そ
ういふことができるだけ起らないよう
に復旧することになりましてな
らば、それは適当な工法が何かあるの
でございまいしょうか、参考のためにお
聞かせ願ひたい。

○山内(一)郎(政府委員) 御承知のよう
に、ある箇所を災害復旧とか改良事業
によりまして強固にした場合に、やは
りその影響する箇所は上流とか下流と
か対岸にあると思ひます。従つて、治
水事業を進める場合におきまして、相
当順序があらうかと思ひますが、そ

ういう順序を考える点と、やはり影響
いたします点を防護する工法、これも
いろいろございますから、そういう点
をよく両方かみ合わせまして、た
ま御指摘のようなことがないように、
一つ注意をしてやりたいと思います。

○阿部委員　促進して下さるというの
でありますから、一その御努力をお
願いしまして、私の質問を打ち切りま
す。

○濱地委員長 角屋堅次郎君。

C角屋委員 建設大臣が参議院の予算委員会の終了後お見えになるそうでございますので、その間、河川局長及び住宅局長を中心にお伺いをいたしたいと思います。

過般衆議院を通過いたしました昭和三十六年度一般会計予算補正第一号、これは補正総額千九百五十二億余であります。その中で、災害関係につきましては、明確に数字的に表わされておるものが百四十九億、さらに、第二室戸台風等、今後の問題もあわせ考え、予備費として百二十億、こういうこととに相なつておるわけであります。が、私どもは、こういう補正予算ないしは既定経費の予備費等を含めて、はたして本年度の六月以降の集中豪雨ないしはその後における第二室戸台風等も含めた災害に対する万全の措置が講ぜられるかどうかということに相なつて参りますと、これはなかなか今後の経過を見なければなりません。が、十分なものではないのではないかと、十分感じが率直に言つて、いたすわけであります。そこで、この際、予算関係については、もちろん予算委員会、十分審議された経過もあるわけでありますけれども、本特別委員会においても、や

はり特別立法等の裏づけとしては、予算が直接関係するわけであり、また、主として建設関係の予算関係についてまずお伺いをいたしたいと思ひます。

すに衆議院の予算委員会に提出されておる委員会要求の資料によりますと、本年の災害の八月までのものについては、公共土木施設関係、直轄査定事業費見込みが五十八億五千三百万円、補助関係が六百十八億一千一百万円、計六百七十六億六千四百万円、これに對して所要の國費見込み額が、直轄で五十八億五千三百万円、補助で四百五十三億三千七百万円、締めて五百一十一億九千万円、この中で三十六年度の所要國費見込み額が、直轄で三十億九千六百万円、補助で百十三億三千四百万円、締めて百四十四億三千万円、こういうことに相なっておりますし、農林水産関係、都市施設関係等についてもそれぞれ区分して書かれておるわけであります。そこで、建設関係の、——これは公共土木施設ということでは、必ずしも建設ばかりでなくて、ほかのものも入っておるかと思うのであります。建設関係で、第二室戸台風を含む九月以降の分において、はたしてどの程度昭和三十六年度所要國費見込み額というものが想定をされるのか、これは概算になると思いますけれども、今おそろく各地で査定が進行ししおる過程であらうと思いますが、概略、九月以降の災害について本年度じゆうに國費をどの程度に想定をしなければならぬのか、こういう点について、これは八月までの分も含んで、八月以降の今の問題にまで触れて、若干予算的な問題について御説明をまず願

いたいと思います。

○山内（一）郎（政府委員 第二室戸台風）並びにその以前の分につきましては、現在査定中でございますので、今までの査定を大體基準といたしまして検討した結果を補正予算に組んでおる、こういう状況になっております。第二室戸台風の分につきましては、それ以降の分につきましては、補正予算の予備費でまかなえるように措置する、こういう考え方のもとに計上されているわけでございますが、建設省の関係につきましても現在査定の実施中でございますので、はっきりしたあれは申し上げる段階でないでございますが、大體建設省の所管では五十億見当要るのではなからうか、これはそういう見当でございますので、そういうふう考えております。

○角屋委員　再び今の予算問題で何をしたいわけですが、建設省関係で補正予算の分、さらに、予備費流用分――今、八月以降の問題に補正予算から予備費として概略査定される分についてはわかりましたが、それ以前の段階の分について数字的に一つお話を願いたいと思います。

○山内（一郎）政府委員 建設省の関係
を申し上げますが、災害復旧、それから
災害関連、いろいろございますが、それ
補正予算に計上いたしておりますのは
合計で百十二億、これは給与関係を除
きまして、事業費関係だけで百十二億
がその中に入っているわけでございま
す。そのうち、災害復旧の関係が約百
億、関連事業が三億四千万円、そのほ
か、緊急砂防の関係が七億三千九百万
円、水防資材が一億一千五百万円、そ
ういうような内容でございますが、総

計で百十二億、これがその中に計上されているわけでございます。

○角屋委員 先ほど阿部委員との間で災害復旧事業あるいは災害関連事業、こういう問題の質疑応答がございましたが、今お話の点で補正予算で明らかかたにされておる数字の中で、災害復旧が概略百億、災害関連の関係が三億四千万円、従来、災害関連については八％ということですが、この数字的な点からいきますと、災害関連関係は概略三・四％と、なるわけですけれども、実際問題として、災害の査定にそれぞれ査定官が行く場合に、災害復旧事業ないしは災害関連事業のそれぞれ地方から出て参りました計画に対する査定を行なう場合の査定基準ということが、やはり現実に現地側では問題になるのであります。従来いわれておりますのは、関係各省から査定に来る場合には、相当理解のある態度で査定の

實施をやるうという意欲に燃えておるけれども、問題は、大蔵關係の査定が並行して来る場合に、相當に切られるという、批判もあるわけでありますが、しかし、いずれにいたしましても災害現地に査定に行く場合には、特に今回の第二室戸台風あるいは六月の集中豪雨の際における被害激甚の長野等に行く場合には、やはり査定の基準というものが大きく問題にならうかと思ふ。一県に数人の査定官が行く場合に、たとえば岡山なら岡山の海岸の査定を行なう場合には、設計の前提として、どういう台風に耐える海岸護岸を考へるか、こういうふうな点についてのはっきりした意思統一というものがなされて、そういう意思統一のもとにそれぞれの査定官が現地における災害

復旧ないしは、災害関連の査定を行なう、こういうことでないと、脈絡一貫しない査定が出て参るという結果になると思う。この点は十分そごはないと思ひますけれども、今回のことでは有り

二室戸台風の場合でいうならば、大阪湾を中心とした今後の高潮対策というものを考えていく場合には、一応前提条件として、どういう海岸護岸を考えらるかという点について、やはり建設省なり運輸省、農林省等で十分協議を行なうて、その意思統一をした見解に基づいて査定をやっていく、こういう必要があらうかと思うわけであります。

これは例年と同じであらうかと思ひますけれども、査定に行く場合に、本年度の集中豪雨ないしは第二室戸台風について、どういう手順に基づいて災害査定官を派遣されておるのか、この辺の経緯について一つお伺いしたいと思います。

○山内(一)郎)政府委員 査定の問題でございませうけれども、査定の基準といひますか、これは御承知のように、根本的には國庫負担法に基づいてゐるわけでございます。それに政令要綱、それから査定の方針、こういう大體の原則はでき上がつておりまして、それに基づいて――各省間の大體の原則はあらかじめ話してございますが、そういういろいろな方針とか要綱によりまして査定を実施するわけでございます。ただ、その場合に、やはり詳細な点につきましては、各省の關係官が相当話し合はないと、うまく一致をしないという場合もあります。特に海岸におきましてはそういう点がございしますので、海岸の査定につきましてはおのおの各省でやります場合に十分協議をし合つ

○山内(一郎)政府委員 御承知のように、治水十カ年計画は、総額九千二百億円で三十五年度から実施をやつて参つてゐるわけでございます。ただいま三十五年、三十六年と二カ年目を進行中でございますが、その進み工合は、十カ年計画の全体を十年で完遂するにはふさわしいといえますか予定通りの進捗状況を示しているわけでございます。ところが、本年度非常な災害がございまして、いろいろな点が出て参つたわけでございますが、梅雨前線によ

りましていろいろな問題を生じました。第二室戸台風におきましても、特に東京、大阪の高潮対策事業、これは治水事業十カ年計画に含まれておりませんが、そういうものの促進ということになってきているわけでございます。従って、それらの災害に対処するため、治水十カ年計画の全体のもとに、できるだけ繰り上げて早い年度に重要な事業をやっていく、こういうことで現在大蔵省と折衝している段階でございます。なお、東京、大阪高潮対策事

業につきましては、これをワク内で促進することができるといふ点も、非常に問題がございますし、それをワク外からはずしまして、その重要な事業でございます東京、大阪高潮対策事業の促進もはかつてみたい、こういうことで、目下大蔵省と折衝している段階でございます。従って、いろいろ検討しなければいけない事項もございまして、数字的にはいろいろ検討中でございますが、ともかく促進をはかりまして、今回のような災害ができるだけ起こらないように、解消するように、こういう努力をしている最中でございます。

それから東京湾と大阪湾の現在の全体計画事業費は、東京関係が約三百億円、大阪が約二百億円、こういうふうになっております。しかし、これも今回の第二室戸台風によりまして、どういふような計画をもつて対処すべきであるかという点を検討中で、全体計画の変更ということもあり得ると思ひます。

○角屋委員 治水事業十カ年計画ないしは治山の十カ年計画という、治山治水緊急措置法を審議する過程でも、いろいろ国会で問題になった点でありまして、けれども、実際に災害に対して治山治水等も含めて万全の防災体制をとるためには、やはり治山治水で構想している計画の積極的な推進のみならず、台風の影響を受けていつも大きな被害を生む海岸関係についても、やはり治山治水と同じ年次計画において、相当な予算も予定をして、積極的に推進をするということに相なるだらうと思ひ、こういうことに相なるだらうと思ひ、治水関係で言うならば、事業の内容としては申し上げるまでもなく、河川改修等あるいは砂防等、多目的ダム建設等、こういうようなものが大体治水計画の項目になるわけであつて、海岸関係については、これは別個の立場で推進をしなければならぬということに相なつておるわけですから、やはり治山治水十カ年計画というものを進めていくと密接不可分の関係において、海岸関係は、もちろん建設、運輸、農林三省にまたがっておりまして、三省にまたがっているという事態にいろいろ問題が生ずるのではないかと、このことから、機構の問題等の議論も出て参りますけれども、それはさて

おきまして、とにかく治山治水と相関連を、これと並行して、海岸関係における年次計画でもって、積極的な防災計画を推進していく、こういう時期に來ておるのではないかと。海岸が常に台風の影響を受け、壊滅的な打撃を受けることに、いわゆる罹災民が泣いてからあとで措置をするということではなくして、事前に計画的な防災体制の推進を期するためには、治山治水、さらに海岸護岸、この三位一体にならなければならぬ時期が來ておるのではないかと私は思ひます。これは何も建設省だけの関係の問題ではありませんけれども、そういう点について、建設、運輸、農林等、単に今回の災害に対する海岸護岸の問題について、査定その他これからの施行の問題について協議するのみならず、今後の海岸護岸の万全を期するためには、そういう問題については積極的に相談をし、これを來たるべき通常国会等で実現化の方向へ努力をする、こういうふうな熱意が関係各省で必要な段階に來ているのではないかと、そういう問題について、関係各省間で、話が積極的に進んでおるかどうか、こういう点を一つお伺いをしておきたいと思ひます。

○山内(一)郎政府委員 わが国の海岸事業を國がめんどうを見始めたといふのは、昭和二十五年からでございます。治水事業といたしましては、三つの間に、またがっているという問題もございまして、二十五年以來國の補助を出して事業をやつておりましたが、どうしても基本法が要るのじゃないか、こういういろいろな検討をいたしました結果、

三十一年に海岸法ができたのであります。その海岸法に基づきまして次にやるべきことは、全国の海岸の全体計画を作るのが当然でございます。もうしてもやらなければいけないことではございますが、海岸法制定以來、各省間でたびたび打ち合わせをいたしました、どういふふうに全体計画を作るかという相談はやつて参つておるわけでありまして、ところが、何しろ歴史が浅い関係上、全国的資料というものが、その収集にも相当な時間をかけております。従つて、当然やるべきことであるというところはよく存じておりますし、極力調査を進めておる段階でございます。できるだけ早い機会に、治水事業と同じような十カ年計画と、いいますか、いわゆる法律に基づきましたという全体計画を作るべく努力をしておる最中でございます。

○角屋委員 これは大臣が來たらさうにお尋ねをしたいと思います。私は、今日一舉に、日本の海岸全体を、伊勢湾なりあるいは第二室戸台風の強度に耐える海岸の状態に持つていく、ということ、なかなか至難なことだろふと思ひます。しかし、今後財政の相当部分というものを、今のうちに治山治水の計画的な推進あるいは海岸護岸の計画的な推進という方面に使つて、一方では、災害によつて海岸関係に相当な打撃の來たのを復旧しながら、他面においては、台風の時期に十分耐える海岸護岸を積極的に推進をしていく、こういう時代が相当期間過ぎていく、防災の万全を期する時期が來るのではないかと、これは地盤沈下その他の問題が相繼合されて実施されていかないと、先ほど午前中の

議論でもありましたような結果があり得ることは明らかであります。けれども、この際、やはり私も本年の累次にわたる災害等からも痛感いたしましたことは、治山治水における計画的な推進と相呼応して、海岸護岸におけるところの計画的な推進をやらなければならぬ時期にきています。これは各省それぞれのセクショナルリズムに基づいて、いよいよ計画にゆだねるわけにいかない時期にきておる。しかも、この計画については、推進にあたつては、重点施行というところに当面かざるを得ないと思ひますけれども、そういうことをやりながら、全体的に及ぼしていく、こういう努力は必要ではないかと思ひます。

大臣がなかなか予定通り見えませんので、質問の推進についてちよつと苦慮をするわけですが、法案関係にひとまず入つて参りたいと思ひます。そこで、建設省関係の災害立法で、端的に申し上げますならば、与野党間において、関係委員の間では、お互い災害対策の万全を期するという意味に、おける相談の中では、見解の相違は、政府自身が、われわれが真剣に罹災地の状況を視察し、それに基づいていろいろ要請もし、議論もしておることを、謙虚に受けて立つたかどうかというところ、問題が残つておるわけでありまして、たとえば建設関係で言えば、今取り上げました海岸関係の問題についても、重要県、重要地域におけるところの、伊勢湾に準じた高潮対策の特別立法を起すかどうか、これがやはり一つの重要な問題に相なつてくるわけでありまして、これは明日総理が

出席の際に、私の質問の中でさらに触れたいと思ひますけれども、いずれにしても、そういう問題が一つの焦点であらうかと思ひます。また、災害関係については、法律関係はある程度伊勢湾に準じておりまして、災害のそれぞれの時期におけるところの態様によつて、激甚地指定というものが、伊勢湾と同じ内容でいかどうか、こういうことについても、やはり委員会としては十分議論をしなければならぬ問題だと思ひます。

まず最初に、お聞きしたいのは、私も判断しておるところでは、すでに資料も配付されておりますように、公共土木に關する國庫負担法の特例法、あるいは公営住宅法の特例法、さらには堆積土砂及び湛水排除に關する特例法の三つについては、伊勢湾と今回の場合は、政令の指定基準には一言一句変わりがないというふうに理解しておるわけでありまして、そのように理解して間違いないかどうか、関係各局長から答弁を願ひたいと思ひます。

○山内(一)郎政府委員 河川局関係の特例法の指定の基準の問題は、伊勢湾のときと同じように進めたい、こういうふうに考へております。

○齋藤常政府委員 住宅関係の特例法についても、全く伊勢湾と同様でございます。

○關盛政府委員 堆積土砂及び湛水排除につきましては、伊勢湾と同様でございますが、堆積土砂につきましては、漁港及び林業施設にその該当例がございせんので、それだけは施設から除外するというところでございまして、

○角屋委員 自治省の方からお待ち

を願っているわけですが、これは過般の総括的の質問の中でも私は触れた問題であります、建設関係で直接関連がありますので、再度お伺いをいたしたいと思います。

小災害の起債の特例の問題については、大抵条文の内容としては、第二条の建設関係の小災害の問題を削除した以外は、同様の法文になっておると判断いたしておるわけですが、従来伊勢湾の際にあった第二条の建設関係の小災害の問題が削除されております。この問題は、われわれは、やはり伊勢湾に準じて政府の方針として今回の災害に対処するという考えから申しますならば、第二条の従来あった建設関係の小災害についても、今回も同様措置すべきではないか、こういうふうな判断をしておるわけであり、削除をした経緯について、この際、建設省関係並びに自治省関係から、その理由についてお話を願いたいと思っております。

○立田説明員 ただいまの御質問でございますが、公共土木の小災害あるいは学校の小災害につきまして、現在出ております法案において、この前の伊勢湾のときと違ひまして、削除いたしました理由の経緯を簡単に申し上げてみたいと思ひます。

この公共土木と学校の関係につきましては、私から申し上げるまでもなく地方団体自身の機関に属しております施設そのものでございます。その災害復旧は、公共団体として当然その負担においてやるべきものである、こういう建前からいたしまして、いわゆる伊勢湾の際には、その間地方債で発行いたしました地方債の元利償還について

の措置を、特例法で認めておったという点がございまして、地方債で認めます元利償還金のことについて、別の措置があるという前提からいたしまして、削除いたしましたわけでありまして、それならば、その措置がどういふうに考えられておるかという点を申し上げますと、御承知のように、この小災害関係につきましては、地方団体でやりまします小災害については、いわゆる補助事業等の査定等の進行に伴ひまして、その団体でやりまします小災害の事業というものが一応明らかになって参ります。そういったものと、それに対して、その災害の事業の性質あるいは財政状況、こういうものを見まして地方債を見ていく、これが御承知のように、小災害に対する地方債を見ていく、こういうことになりました。それで、それに対して元利償還金でございますが、地方交付税におきまして、毎年度の元利償還金の二・八・五％が一応算入されるわけでございますが、府県等におきましては、いわゆる財政力補正をさらにいたしておりまして、当該団体の財政状況によりましては五七％まで行っております。こういう措置をいたしております。それからその次に、いわゆるその元利償還金がさらに著しく高くなるということにつきましては、その財政状況をさらに合わせまして、特別交付税の交付の際にそういう点を考慮していく、こういうような状況になっておるわけでありまして、それで、三十四年災のときには、先ほど申しました通り、二・八・五％というものが基礎になつておりますが、当該団体の財政の一定の基準によりまして、五七％まで

見られる府県がある、こういうような状況になっておるわけでありまして、それで、現在提出しております起債等の特例法においては、農業関係だけを入れております。農業関係だけをいれたという事は、本来施設そのものが、私から申し上げるまでもなく、公共団体自身のものでないものが一応対象になつておるわけでございます。そういうものについての起債を認めることと、元利償還、元利補給、こういう建前の法案にいたしておるような状況になっております。

○角屋委員 きようは建設関係でありますから、公共土木関係の第二条の削除の問題に触れたわけでありまして、今お話のように、文教関係の小災害の問題も含めて、起債の特例では除外をされておる。ところが、第二号戸台風の場合には、特に文教関係が、風が非常にきつた御承知のような状況から見て、非常な学校災害を生じておるというふうな点で、いわゆる小災害の額は相当数に上る。あるいは本年度の特例法で指定をされておる時期におけるところの公共土木関係の小災害の額も、それぞれ災害のひどい県では相当額に上つてくる。これらの問題について、従来と変わってレベル・ダウンされた措置がとられてくるということの地方財政に及ぼす影響、これは単に小災害の問題ばかりでなしに、地方自治体としては、各般の公共的なものを含め、さらにまた、個人災害等に対するいろいろな心づかい等も含めて、財政を考へていかなければならぬ、さらにまた、被害の激甚なところでは、財政収入の減というものも考へていかなければならぬ、こういうふうな非常に困

難な条件の中において、今のような問題がはたして適當であるかどうかということが、大へん重要であらうと思ふ。この問題は、事務当局にこれ以上聞きましても、前回同様の措置にするということに答弁をいただくことは至難でありまして、私どもとしては、本年度の災害の実態に即應して、政府自身も、一般論として少なくとも伊勢湾台風に準じて措置をするという方針とにらみ合はして、今後、小災害の起債問題についての公共土木関係なり文教関係におけるところの削除の問題について相談をし、善処をしなければならぬかというふうに思ふわけでありまして、質問としては、一応この程度で保留をしておきたいと思ひます。

さらに、堆積土砂、洪水関係の問題であります、これは農林省のときにお伺いをすればいいのでありますけれども、法案としては、建設省関係で提案をしておりまして、午前中から大へんお待ちを願つておるわけでありまして、この点は、岡本委員の方からも、都市排水並びに農地排水の相互関連という問題で相当詳しく触れられた問題でありますし、しかも、災害施設の点では岡本委員も私も、集中豪雨の際における静岡、愛知、三重、さらに第二号戸台風における京都、奈良、大阪、和歌山、ともどもに行つて参りました点で、見解も一致するわけでございますけれども、特に集中豪雨の際に、愛知県あるいは三重県の北西地区で非常に訴えられました点は、都市排水等に對するところの速急な態勢整備という点と、特に土地改良区と農民側の要望としては、今日農地等に敷設した多くの機械、排水施設というものは、ほ

とんど土地改良区が維持管理をして、その維持管理費については農民負担になつておる。しかし、最近の都市化傾向に基づいて、農村地帯といへども、都市的部分というものは相当ふえてくる。そういう状態の中で、土地改良区が維持管理をしておるがゆえに、そういう排水施設の維持管理等を、単なる農民負担だけで遂行していつていいのかどうか。従来考へられておりましたような、今やっておりますけれども、とにかく都市的部分の関係者、あるいは農地に関係する農業関係者、こういうものを含んだ、そういう全体的な水利組合等で経費負担もし、維持管理もする、こういう形にもう一度再検討していく地域が相当にふえてきておるのではないかと。場合によつては、これは土地改良区等の維持管理ということとなく、もっと公的なところにおいて維持管理をしていく、それについては國も相当積極的なめんどろを見ていく、こういう態勢にすべき施設ではないか、従来のような農村地域における農地の単なる排水というような性格から、だんだんと性格が変貌し、都市化傾向等に伴つて、この辺のところ、やはりそういう都市排水、農地排水等も含めての施設の維持管理態勢あるいは経費負担、こういうものについて、現実に即応して再検討すべき段階にきておるのではないかと、こういうことが強く訴えられておつたわけでありまして、これはもちろん農林省、河川も含んで参りますから建設省、あるいは都市的部分も含んで参りますれば、その他の関係省にも関係があるわけでありまして、これらの点については、政府部内、関係各省において、新しい

第二類第一号 災害対策特別委員会議録第七号 昭和三十六年十月十六日

方法をどうすべきかということについて、十分検討してもらいたいと思うわけであります。それぞれ関係各省から関係者の御見解を承っておきたいと思ひます。

○閣議政府委員 たいまお尋ねの部分のうちで、市街地につきましては、御承知の通り、下水道法によりまして、排水面積に对应する下水道の改良計画を進めております。既成の市街地及びその市街地化の傾向のある地域につきましては、全体としての下水道の計画を承認いたしまして、そうして、その地域内の排水は、公共下水道なり都市下水道の手法によりまして、排水をいたすわけであります。管理者はいずれも市町村長でございます。全般的な他の地域との関係につきましては、河川の治水の排除の問題、また、農地等の管理者である農業施設の土地改良区の問題、これらにつきましては、仰せのような個所につきましては、十分留意をして進めていきたいというふうに考えております。

○堀説明員 お尋ねのように愛知県と都市近郊におきましては、従来の排水機その他が非常に能力が不足になっております。その原因は、午前中に御質問のありましたように、一部には地盤沈下の問題もございますがさらには、従来の水田あるいは畑であったものが、工場敷地住宅敷地等になった関係で、雨水の流出状況が非常に違つてきたという問題も含まれておるわけでございます。結果といたしまして、水田が湛水時間が長くなり、従つて、排水機の運転も費用がかかるという問題も起こしているわけでございます。これらの問題につきましては、土地改良区

だけでその負担を背負うことができないという段階に立ち至つておる個所が相当ございます。原則的には、これらの問題は、農地とその他の土地とのアロケーションでいくべきであらうと思ひます。ただそういう場合におきましても、水田の方が土地が低いために、被害としては水田だけが受けるという問題が生じて参つておりますので、農林省といたしまして、三十七年度以降において、このような特殊な地域につきましては、補助率の高い災害防除事業を実施したいというので、予算の要求もいたしております。また、これらの維持管理あるいはその他につきましては、他の受益者から寄付金なりあるいは負担金なりの関係で、相当程度の負担が得られるような措置を講じたいと思つて研究中でございます。

○角屋委員 大臣がいずれお見えにならうとありますが、肥田さんから、希望が出ておられますが、数点触れて、しばらくお尋ねをいたしたいと思ひます。

○堀説明員 洪水排除の問題で、御承知の一週間という問題が、今回の第二室戸台風等の実績からいって、被害地のそれぞれのところでは、実情に即応しないという問題が出ておるわけであります。伊勢湾の台風の際は、御承知の通り、二カ月前に湛水した長期湛水地帯等もありまして、一週間という問題は、これで切られてもそう重大なる実感としての支障は起こらなかったかと思ひますが、過般の六月の梅雨前線の集中豪雨ないしは第二室戸台風の災害の実態から申しますと、この一週間という問題がやはり一つの論点に相

なるわけであります。通常、この湛水排除に對するところの特例法によつて国が助成するという考え方の根柢は、次のような考え方がいふのではないかと、つまり、都市排水にしろ、あるいは農地等の場合における機械排水等によつて、通常、それには一応前提条件として、数日間にこの程度の雨が降つた場合にそれを排水するのに耐える機械排水施設、あるいは下水道の排水施設という前提条件がなされておるわけでございます。それをオーバーして集中豪雨がきて水が累積する、あるいは台風等によつて、あるいは堤防の破壊等に伴つて湛水をする、こういうふうな場合には、たとえ住宅関係あるいは商店関係、あるいはまた、農産物関係等の被害を最小限度に食い止めなければならぬという点から、政令が一週間にきめられたから一週間待とうというふうなことは、災害地の実態からして許されないのであつて、とにかく一日も早く湛水排除しなければならぬという点で、相当な経費をかけて集中豪雨の際にも、第二室戸台風の際にも、それは地方自治体の責任において推進していく、これは当然のことであらうかと思ひます。そういう実態から参りますと、やはり設計の前提として立てておる以上の湛水量、それを緊急に排除しなければならぬということとで要したところの応急の機械排水の施設その他の問題を含めての助成というところで前提条件としては考へべきであつてそこに一週間であるとか五日であるとかいふような点は、やはり付随的に伊勢湾のときには出てきた問題であるが、今回の第二室戸台風ないしは六月の、梅雨前線の実態からいふなら

ば、もう少しこのところを実情に即して考えた方がいいのではないかとはいふに思ふわけでありまして、この点は、いかがでありますでしょうか。

○閣議政府委員 湛水排除につきましては、建設省と農林省で担当いたしました実施いたしました地方公共団体土地改良区等に対し助成をいたすわけでございます。今回の湛水排除に対する補助の基準につきましては、いろいろな御意見もありましたけれども、建設省の市街地の関係につきましては、前回の伊勢湾の実態に即応して特別立法されました基準並びに湛水日数の程度は、その場合と今回の場合におきましては、特別に変わった実情を求めて変更する必要についての状況も、激甚の度合いにつきましては、浸水面積並びに排水のために要した日数というものは、やはり同じ程度の一つの基準ではなからうか、こういうことで、前回の伊勢湾の例に従つて法律内容を策定するので、今政令の案をお示ししているように結果になつておる次第でございます。

○堀説明員 農林省におきましても湛水排除の基準は、たゞいま建設省の方から御説明があつた通りでございます。大体農林省で排水計画を立てますときには、もちろん、一日も建設をしないようなそういう施設を作ることが理想的ではございますけれども、そうなりますと、負担の問題、維持管理の費用の問題等が非常に多額に上りまして、通常がまんし得る程度の被害については、やむを得ず、三日なり四日なりの湛水をやむを得ないものとして計

画するということになるわけでございます。従来は、排水が一番低いところはやはり水田でございますので、稲作を基準にいたしまして、稲作は一週間以上湛水いたしますと大体全滅するといふことで、これを限度といたしまして一週間という問題が含まれておるわけでございます。そういうことでありますことは、これはできるだけ短時間に越したことはございませぬけれども、従来の施設その他が最大のものはいはるういふ点に基準が置いて、ありますので、一週間という数字を出しておるといふことでございます。

○角屋委員 たいまの湛水の排除に關する特別立法の政令の基準の問題については、事務当局からお話を承る範囲内では、そういう腹案を出しておる以上、腹の中ではそういう点も考慮しなければならぬと思ひながらも、そうはいかないといふことであらうかと思ひます。この問題についても、やはり本災害対策特別委員会の中で、十分実態に即応して相談をして、まとまる線で処理をしなければならぬかといふふうに判断をいたしております。

建設大臣が来るまで、肥田委員としばらく交代をいたします。

○肥田委員 重複しないように注意をして簡単に質問をいたしたいと思ひます。

まず最初に、私は岡本委員の質問を聞いておつた全く同感な点が二、三点ありましたので、この点については、質問ではなしに、特にそういう問題について私も同様の意味で一言触れておきたいと思ひます。

それといふのは、いわゆる空中を含めて、地上の資源あるいは地下の

資源というものは、従来の習慣と制度、そういう姿のままで今日まできておることは、これは間違いないと思えます。従いまして、これによって起こるところの災害というものが今日いろいろな姿で現われてきておる。これは岡本委員の例をとるまでもないと思えますが、たくさん現われてきております。しかも、その責任が今日国民全体にかけられておる。こういうことを考えますときに、地上の資源、空中の資源、さらに地下資源というものが一企業の独占になったり、それから時期的にはあつても、いろいろな名目をつけられたところの国家の政策だとか、こういうような形で、結局はそれが一企業のものになるような形の資源の利用については、これは当然制限を加えられることを考えていかなければならない、こういうことを特に痛感いたします。それから制限を加えるということとは、これはいろいろな補償の問題も起こってくるのだから、当然これには課税の問題も考えなければならぬ、これはもう当然のことだろうと思うのであります。ですから、この点については、特に私はこれは大臣に、聞かすとか、それから総理大臣に聞かすとかいうふうなことでなしに、今日いろいろな問題が起きてきているのは、それがなおかつなかなか改良ができないというところで、これは池田総理も、政治の姿勢を正すという論理をよくされるけれども、政治の姿勢を正すというのは、これはなかなかむずかしいことな

んです。総理大臣も大切だし、大臣も大切だ。しかし、それよりもっと根本的に大切な問題は、政府の、あるいはそれぞれの省関係の仕事を通じて

おる人々がそういう問題について考えられなければならない、いかに大臣、いかに総理大臣が一時的に自分の任期の間にがんばってみても、これは解決する問題じゃない。ですから、私はそういう意味で、特に各省関係の、実際のその任務に携わっている人々にそういう問題について真剣に考えておいてもらいたいと思うのであります。まず、それだけをつけ加えておきます。

そこで私は、今度の第二室戸台風の問題について若干質問をしておきたいのであります。室戸台風の第一次は御承知のように、昭和九年でありました。それからそれに似たような形で起こったのがジェーン台風、それからさらに今度の第二次室戸台風、こういうふうな大体大阪湾を中心に襲ってくるような台風のついて、形は同じではない、同形ではないのに、それに対する対策がやはり同じような形で立てられておるのではないか、こういう気がするのであります。第一次室戸台風のとときにあの防潮堤を作ったということについてこれなら大丈夫だ、こういう言葉を聞かされてあの防潮堤ができました。その後河川局長のお話では、三十一年に海岸法というものができて、いろいろと変わってきておるようでありましたけれどもそれが今日跡形もなくつぶれたところもあり、さらにそれをほかに越して海水が、侵入してきておる。これはやはりいろいろな問題があると思うのですけれども、地盤沈下という問題よりさらに考えなければならぬのは台風の形とか、それから安全度高潮の水準というものはなかなかかはれる問題じゃない。時期的に変わってくるちよつと方向が変われば、い

ゆる大阪湾を中心にして袋になつてきた場合には、大阪湾にまともに高潮が襲ってくる。今度のように方向が少し変わると、いわゆる大阪府下の沿岸の方に向かうかといふ。これが少し変わると、今度は尼崎、鳴戸あたりの方向に潮の中心が向かっている。こういう問題をどういうふうな把握しておられるのか、一つ将来論議するために聞かしていただきたいと思うのです。

○山内(一郎)政府委員 大阪湾の受けました過去の台風はいろいろございまして、第一次室戸台風とジェーン台風第二次室戸台風、これがおもなものであることは、われわれも知っている次第でございまして。それらの台風につきまして、どういう復旧対策を、立てるか、あるいはどういう方法で復旧法を作りましてそれを実施していくか、こういう問題はなかなかむずかしい問題でございまして、恒久復旧あるいは改良復旧というような考え方も含めて参ります。今回の台風がきまして、再びこのような被害がないように、こういう考え方で、第一室戸台風のときはよく存じませんが、ジェーン台風のとときは、そういうことを考えまして復旧計画を作り、実施をして、昭和三十三年でございまして、完成をしたわけでございます。そのまゝの形で残つておれば、今回のような第二次室戸台風もあるような被害を受けることはなかったと思ひますがそれが不幸にして地盤沈下の対策がわけていた関係上、地盤が沈下をいたしました、その低いところより高潮が入つてきて、こういうふうな被害を受けておるといふことは、いろいろ調査をしてやらなければならいませぬけれども、大体のところはそ

ういうことになつておる、こういうふうには私は考えます。従つて今回の第二次室戸台風に対処する考え方といひましてもジェーン台風と同じような考え方で、高潮とか、いろいろそういう気象関係の分析をいたしまして、それに対処する計画を作る、こういうことでやつて参りたいと思つております。しかし沈下しましたところをできるだけ早く上げる、こういう応急的な工事もおわけて考えておるわけであります。

○肥田委員 御承知のように、大阪府下の沿岸というものは南風、東風には強いのであります。大阪南部へいきますと、北風に弱い。相当頑強な築港だとか、防潮堤を作つても、北風のとときにそれがもろくつぶれる、こういうところが今まであるわけであります。ですから、通常の概念でいくところの南風、東風には、山を背中中に引き受けておる関係上、あまり害がないのでありますから、特にそういう点に注意をされた対策を立てられる必要があるのではないかと、こういうことを感ずるのであります。もちろんそういうものに対する専門家はありませぬから、特にそういうことについても留意をされなうが、もうすでに第一次、第二次室戸台風というもので被害を受けたことであるので、特に二度と災害がないように、こういう対策について一つ御協力をお願いしなければならぬと思ひます。

は、その管理が府、市である関係上、これに対してみな相当運動、働きかけがあつて、こういうものに対する復旧は比較的にすみやかにいきました。これはいいことだと思ふのであります。こういうふうな何事もすみやかにいくことは非常にいいことだと思ふのであります。これは特に奨励するわけにはいきませんが、これはいいことであります。簡単に意向だけ聞きたいのです。

○中村国務大臣 災害の場合には、できるだけすみやかに復旧するのが建前でございます。建設省としても住宅公団及び公営住宅の所管各地方団体に對しまして、極力それを要請いたしております。ような次第で、今後も努力いたしたいと思ひます。

○肥田委員 実は私もそれを聞いて安心いたしました。ところが安心すると同時に、一部では矛盾が出て参つたのであります。御承知のように、公営住宅ならすみやかに復旧してもらへる、資材も無理を言えば何とかして取りをしてきて、自分で直すこともできる、こういうことが実際にあります。ところが自分の家は見捨てられて、だれもかまってくれぬ者がない、こういう現象が起つてくるのであります。ですから、公営住宅ならばすみやかに復旧して雨漏りもすぐ防げる。ところが自分の家の場合には、かわらを買おうと思へば、かわら一枚が百円近くする。トタンを一枚買おうと思つても、買い占められてなかなか手に入らない。それに対していろいろと手が打たれておりますけれども、なかなかむずかしい、こういう矛盾が起きたのであります。一方で公営住宅の人は非

常にいいじゃないか。ところが公営住宅というものは、御承知のように、そのよって来たところの管理者というものが違いますから、みんな妙な感じを持つのであります。自分らが税金を出しておるところの、府や市の管理しておるところの家はすぐ修繕をする。ところが自分が持つておる家はだれも見てくれる者がいない、これはいかにも政治の矛盾ではないか、こう思うのであります。私もいろいろと先輩の意見を聞きまして、ところが、そこまで手を伸ばすことになると大へんだ、こういうことでありますけれども、大へんであつても、個人の被害はだれも見てくれ手がない、政府が、あるいは自治省が関係しておるものは見てくれ手がある、こういうことになって参りますと、税金を納めておる者がたみは何もないのであります、その際とられる手段というものはきわめて明白であると思ひます。たとえば資材をすぐ渡せるような準備をされる。あるいはまた復旧に対して困難なものは、今ワクがありますけれども、それをさらに広げてもらうということが出来る。それからさらにはいわゆる見舞金というもので、もつと増額をして、国の方で見舞金を出して、今の法律で実際にできない、手が届かない面についての政治の矛盾というものを、何らかの形ですみやかに考慮をする、こういうことをしていただかなければ、先ほど申し上げましたような非常な矛盾ができて、われわれ自身説明に困るようなことがあります。大臣もお見えになつておりますので、一言だけ、これについて何かいい方法がありましたら、お伺いしておきたいと思ひます。

○中村国務大臣 資材の点につきましても、国の方でも、値上りをしないように、あるいは買い占めの行為が行なわれぬように、先般の場合のように買い占めの事実が起りますと、検査をしたようなこともありまします、できるだけやばい地元の都道府県、市町村で、資材確保等のお世話を現実には願わなければならぬと思つたのであります、資金的の面におきましては、住宅金融公庫に、こういった災害の場合の緊急に融通をいたします資金のワクがありまして、これで修繕の場合には、一戸当り十六万円を限度として資金融通をいたしておるわけでございしますが、これもなかなか一般の方々には周知徹底をいたしませんので、激甚災害の地域に対しましては、それぞれ住宅金融公庫から係員を派遣いたしまして、座談会等を開いて、関係者の方にお集まりをいたしまして趣旨の徹底をはかり、また、申し込みの印刷物等もその際携行いたしまして、お配りをいたしておるような次第で、できるだけこの資金を御活用願う以外には方法はないわけでありまします。これは予算に一定のワクはございしますが、ことしのように、災害が連続いたしましてそのワクでまかない切れないことが起こつてくれば、予備的な措置を講じましても、まかなわねばならないと思つております。一般の方々には、この住宅金融公庫の修繕資金を御活用願う以来にはないかと考えております。どうかこの趣旨を普及できますように一つお力添えをいただきたいと思います。

○肥田委員 中間の関連質問でありますので、これをもって終わります。

○濱地委員長 この際、先ほどの岡本

委員の質疑中、大臣に対する質疑がまだ残つておりますので、残つてゐる点だけ御質問願ひます。

○岡本委員 先ほど地盤沈下の問題でお尋ねいたしておりましたのですが、地盤沈下対策というものが、いわば防潮対策の関連事業のような性格を持つてきておると思つた。また、そう理解しなければならぬと思つた。幾ら防潮堤をかき上げたいにしても、どんな沈んでいくのじゃ何にもならない。だから、どうしても地盤沈下対策というものは、防潮堤のかき上げ——これは災害復旧事業でございしますが、それに関連して政府でやつて助率が減らされておる。だから、やはりもとに戻す以上に、地盤沈下地域の工業用水道の建設に対しては、建設しやすいように特別の補助をしなければならぬのではないかと、このことを私お尋ねいたしておりました。ところが、いろいろ議論している間に、そういうふうな点について、何かもう一つ明確にお答え願ひなかつたように思ひますので、もう一度、大臣からそれについて御見解をお聞かせ願ひたいと考へます。

○中村国務大臣 工業用水関係は、これは通産省の所管でございしますが、先ほど、私も宮崎主計官のお答えを一緒にここで伺つておりましたが、工業用水の料金のとの関係において、少々補助率を下げて、料金関係が五円五十銭とか言つておりましたが、よろしいのじゃないかということのように私も承りました。いづれにいたしまして富にしなければならぬということ

は、全く岡本さんの御意見と私も同感でございします。かような意味におきまして、水資源開発促進法が成立し、水資源開発の事業が出發をいたしました。地盤沈下地帯に供給する緊要な水の供給については確保の道をはかりたい、かように考えておるわけでございします。ことにまた、東京などでは、例の江東地区の地盤沈下を防止するため、新しく工業用水を造成するということがなかなかむずかしいし、東京都は東京都独自の研究をいろいろさへしまして、最近汚水処理の過程において、科学的に汚水をりっぱな工業用水になるのださうであります、やういう水に再生することの研究が完成いたしました。砂町の汚水処理場を昨年から予算化いたしまして、国の補助も、われわれ在野時でありましたが、協力をして、補助金がもらえるようになりまして、継続事業である汚水処理場の水を工業用水にいたしますと、あの三角地帯の低地地帯全部にはまかない切れないさうであります、相当量の工業用水が造成できるというふうなことで、東京都は東京都でやつておりますが、いづれにいたしまして、国及び都道府県力を合わせて、極力工業用水の充足をはかる一面、地盤沈下を防止するということ、高潮対策事業と同時にこれは一体をなした公共的な仕事として、われわれ推進して参りたいと思つておるのでございします。

○岡本委員 ただいまのお答えによりまして、工業用水というものは、ほとんど工業が発展してくるから水需要が高まる、それに伴うところの施設としての工業用水という考え方に立つての御答弁であつて、もう地盤沈下というものが絶え間なく起こつてきている、だから、それを一年延ばすことは三十センチ沈下させることだ、だからこれは一日もゆるがせにできない、さういふような緊迫した問題としての把握、さういふ上に立つての工業用水の設備という考え方が、まだ大臣なり國の方にないと思つた。だから、料金を一円上げることを認めてやつたら補助が少なくなつてもいいじゃないか、こういうことなんです。料金を上げるのを認めてやるのは、経理上の問題としてそれはいいでしょう。しかしながら、施設をやる時には、やはりそれだけの投資を要するのです。その投資が困難であればあるだけ、やはり施設がおくれる。だから、さういふ意味において、私は國の方でもつと真剣に緊迫した問題として考えていただかなければならぬのではないかと、思ふ。大阪へ参りまして、特にその点を私は感じた。こんなことをいつまでも放置してはいけぬ、これには何をいしても早く地盤沈下をとめる努力をしなければ、幾ら防潮の施設をやつても、これはさういふ河原の石積みすぎない、さういふようなことを痛感したので、私は特にさういふことを申し上げるわけであります、もう時間もおそろひでございます、これ以上議論してもなんでもございしますから、その点を特にお願いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○濱地委員長 次会は、明十七日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとして、本日は、これにて散会いたします。

午後五時散会

昭和三十六年十月十九日印刷

昭和三十六年十月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局